

## 令和3年旭市議会第1回定例会委員会会議録目次

### 建設経済常任委員会 令和3年3月10日（水）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	2
委員外出席者	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	3 1
所管事項の報告	3 3
閉会	3 8

---

### 文教福祉常任委員会 令和3年3月12日（金）

付議事件	4 1
出席委員	4 1
欠席委員	4 2
委員外出席者	4 2
説明のため出席した者	4 2
事務局職員出席者	4 2
開会	4 3
議案の説明、質疑	4 4
議案の採決	6 7
閉会	7 0

---

総務常任委員会 令和3年3月15日（月）

付議事件	7 3
出席委員	7 3
欠席委員	7 3
委員外出席者	7 3
説明のため出席した者	7 4
説明のため出席した参考人	7 4
事務局職員出席者	7 4
開会	7 5
議案の説明、質疑	7 7
議案の採決	9 8
閉会	1 0 0

# 建設経済常任委員会

令和3年3月10日（水曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 6 号 令和3年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 7 号 令和3年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 19 号 旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 27 号 市道路線の認定について
- 議案第 30 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項  
(令和2年度旭市一般会計補正予算)

## 出席委員（5名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	遠 藤 保 明
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	高 木 寛		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副議長 宮内 保

説明のため出席した者（9名）

副市長	加瀬 正彦	商工観光課長	小林 敦巳
農水産課長	多田 一徳	建設課長	加瀬 博久
都市整備課長	栗田 茂	下水道課長	丸山 浩
水道課長	宮負 亨	農業委員会 事務局 会長	向後 秀敬
その他担当 職員	1名		

事務局職員出席者

事務局長	花澤 義広	事務局次長	向後 哲浩
副主幹	黒柳 雅弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、委員の皆さん、執行部の皆さんにおかれましては、コロナ対策に十分留意されまして、委員会に臨んでいただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、宮内副議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） それでは、皆さん、どうもおはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託された10議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で10議案であります。

その内訳ですが、まず予算関係で、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項、議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項の5議案となります。

条例関係でございますが、議案第19号、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

そのほかでございますが、議案第25号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第27号、市道路線の認定について、議案第30号、専決処分の承認について、これは令和2年度旭市一般会計補正予算でございます——のうち所管事項がございます。

以上、全部で10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第19号、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第27号、市道路線の認定について、議案第30号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、商工観光課所管の補足説明を申し上げます。

なお、補足説明につきましては、全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものをご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算書の162ページをお開きいただきしたいと思います。

歳出になります。

5款労働費、1項1目労働諸費186万9,000円でございます。

主なものとしましては、右側の説明欄の2、職業相談室運営支援事業112万9,000円、旭市青年の家で開設しております職業相談室の窓口業務を行う会計年度任用職員、1名の報酬等でございます。

続きまして、少し飛びまして184ページをお願いします。

よろしいでしょうか。

7款商工費、1項1目商工総務費は1億3,365万5,000円でございます。

このうち、右側の説明欄の3ですね、消費者保護対策事業825万円は、旭市消費生活センターの運営に係る経費でございまして、主なものは、こちらの相談員4名の報酬でございます。

続きまして、185ページをお願いします。

下段になります。2目商工振興費は2億2,388万円でございます。

主な事業としましては、次の186ページとなります。

中段の説明欄の2、中小企業金融対策事業につきましては、市の中小企業資金融資制度に基づき、中小企業へ融資を行う市内の金融機関に対して、合計1億円を預託金として支出するものでございます。

続く説明欄の3、制度資金利子補給事業1,505万6,000円は、ただいま説明しました中小企業資金融資制度に基づく、市内中小企業の資金融資について、年2.15%の利子補給を行うものでございます。

続きまして、188ページをお願いします。

説明欄の7、企業誘致等支援事業659万6,000円は、進出企業や既存の企業の規模の拡大に対し、税の優遇措置や雇用奨励金、緑化奨励金などの支援を行うものでございます。

続きまして、189ページをお願いします。

中段の3目観光費1億1,800万7,000円でございます。

主なものとしましては、次の190ページをお願いします。

説明欄の一番下になります。

3の観光施設管理費4,598万9,000円は、所管する市営プールや長熊釣堀センター、それから海岸の駐車場、それから海岸のトイレなどの施設の運営、また維持管理に関する経費でございます。

続きまして、193ページをお願いします。

説明欄、下段になりますが、説明欄6、海水浴場開設事業1,884万5,000円は、矢指ヶ浦と飯岡、二つの海水浴場の開設に必要な経費でありまして、主なものは監視員の業務の委託料、海水浴場の整備工事等でございます。

以上で、議案第1号、商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会、並びに議案質疑で説明ができなかった事業のうち、主なものを説明いたします。

予算書の200ページをお開きください。200ページです。中ほどになります。

右側、説明欄3、交通安全施設維持補修事業の14節工事請負費のうち、交通安全施設整備工事1,719万8,000円は、ガードレール、転落防止柵の整備のほか、区画線などを施工するものでございます。

その下の道路付属施設改修工事440万円は、老朽した道路標識の改修・修繕工事費を計上したものでございます。

少し飛びまして、204ページをお願いいたします。204ページ、上段になります。

説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業、12節委託料の調査・設計委託料1,100万円は、旭市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事が必要な橋梁の補修設計業務の委託料でございます。

その下の調査・測量委託料3,058万8,000円は、橋梁の定期点検を予定しております106橋分の点検業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費の橋梁改修工事1,320万円は、橋梁修繕計画に基づき、修繕が必要な橋梁、6橋の維持補修工事費を計上したものでございます。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのう



ち、都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものについてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、歳入です。

予算書の20ページをお開きください。

中段になります。

13款使用料及び手数料、1項6目土木使用料です。

3節都市計画使用料のうち、説明欄1、あさひパークゴルフ場使用料は、令和3年度の年間利用人口を、一般4,000人、月ぎめ会員1,400人前後と見込み、789万6,000円の収入を計上いたしました。

同じく4節住宅使用料5,086万3,000円は、市営住宅、雇用促進住宅の使用料等になります。

次に、25ページをお願いします。

一番上の欄になります。

14款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金のうち、2節住宅費国庫補助金2,542万6,000円は、社会資本整備総合交付金で、説明欄の1は地域住宅交付金で、住宅リフォーム補助事業、市営萬歳住宅改修工事、被災者住宅再建資金利子補給事業、災害公営住宅家賃低廉化事業に対するものでありまして2,376万6,000円です。

説明欄の2は、住宅・建築物耐震改修等補助金で、住宅の耐震診断や耐震改修設計費用、耐震改修工事費、危険コンクリートブロック除去補助事業など、耐震化事業に関するもの166万円です。

次に、30ページをお願いします。

中段になります。

15款県支出金、2項6目土木費県補助金、1節住宅費県補助金1,665万8,000円は、説明欄1、住宅・建築物耐震関連事業費補助金として、危険コンクリートブロック塀除去補助事業等の耐震化事業に関するもの73万円。

説明欄2、被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金として61万1,000円。

説明欄3、家賃低廉化・低減事業補助金として、災害公営住宅家賃低廉化事業などに対するもの1,531万7,000円です。

次に、歳出になります。

207ページをお願いします。

8款土木費、3項都市計画費の4目公園費になります。

説明欄1の公園維持管理費9,016万円は、都市整備課が所管している都市公園12か所、その他公園6か所、宅造公園45か所の維持管理及び県立九十九里自然公園内に設置されている公衆トイレなどの維持管理に関する費用です。

このうち、主なものについてご説明いたします。

12節委託料、公園維持管理委託料は、これらの公園の清掃、除草、樹木の剪定等、年間を通じた管理費の費用として5,300万円を計上したものです。

14節工事請負費879万8,000円は、公園施設設置工事及び公園改修工事費で、川口沼親水公園の老朽化した園路の改修や、海上コミュニティ運動公園の複合遊具の改修、日の出山公園の園路灯等の設置費です。

次に、208ページをお願いします。

説明欄の2、あさひパークゴルフ場維持管理費3,617万2,000円は、パークゴルフ場の年間を通じた運営管理費となります。

このうち、主なものについてご説明いたします。

209ページをお願いします。

12節委託料1,122万8,000円のうち、主なものとして施設維持管理費委託料1,106万9,000円は、コースの維持管理にかかるものです。

14節工事請負費313万5,000円は、パークゴルフ場改修工事として、自動散水設備の改修費を計上したものです。

次に、212ページをお願いします。

説明欄4、市営住宅改修事業3,527万7,000円は、工事請負費で、市営住宅改修事業2,759万9,000円と、解体・撤去工事767万8,000円です。市営住宅改修事業は、公営住宅等長寿命化計画に基づき実施する萬歳住宅の屋根、外壁等の改修工事です。解体・撤去工事767万8,000円は、神西住宅1棟及び双葉団地1戸について、老朽化による用途廃止に伴う解体撤去の工事費です。

以上で、議案第1号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外はございませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） お疲れさまです。

都市整備課にお伺いします。

先ほど住宅を改修するというか、市営住宅ですね。今見ると、かなりのところがもう空き地で更地になってますけども、今後、市営住宅を建設するとか、そういう方向性はあるんでしょうか。伺います。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在のところですね、空き地になってるところが見受けられるところにつきましては、政策空き家となった住宅をですね、空き家になりましたので解体したところが、今更地になっているところが何か所かございます。それで、これから新たな住宅を建設するという計画は今のところはございません。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

木内委員。

○委員（木内欽市） すみません、雇用促進住宅についてお尋ねいたします。

今、入居率が51ぐらいだと聞いたんですけども、それで今いただいた家賃は、当然将来の解体等に備えて積み立ててあると思うんですが、現在どのぐらい積み立てになっていますか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 申し訳ありません。

令和元年度末時点で9,105万7,000円、積み立てしております。

○委員（木内欽市） 入居率は51%ぐらいしかいない。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 今現在、3月9日時点で54.4%でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） はい、よろしいですか。

○委員（木内欽市） はい。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。176ページの8番、多面的機能発揮促進事業、これをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、196ページの土木総務費14.5%増という話で、これ議案質疑で米本弥一郎議員から質問があったと思うんですけど、総務課長、単純に人件費増ですってお答えになってんですけど、土木費が令和2年度に比べて、とりわけ増えてるわけでもない、むしろ逆に減ってんじゃないかと思うんですけど、これは人数が増えたんでしょうね、多分ね。どういう理由で、何人くらい増えているんですかね。ほかの方もあるんですけど、取りあえず所管なので、もしそれが分かればお願いします。

取りあえず、その2点でお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課のほうからは、176ページの8の多面的機能発揮促進事業につきまして、内容についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地、農業用施設等の資源を保全するための活動の促進事業となっております。こちらは農家と農家以外の方で組織します活動組織を立ち上げていただきまして、農村資源の保全の維持管理を行っていく事業になります。現在、市内で15団体を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、佐久間委員のご質問でございます土木総務費、196ページになります。

こちらの昨年度比で、14.5%増になっているということでございます。本会議の中で、総務課長がやはり職員増をするというような内容でございました。

申し訳ございません。私のほうでは、まだ詳しい話はちょっと伺ってないんですよ。給料関係ですと、やはり総務課の管轄になってしまいますので……。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 人数ですか。人数もはっきりは、私ども。申し訳ございません。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） じゃ、もう1回、再質問させていただきます。

15団体、ちょっとこの内容がよく分からないんですよ、正直な話。それで、幾らか。約7,800万円ぐらい払うわけだよね。15で割って、幾つか、1つ、50万円ぐらい。どんなことをやってんのかなと思って、ちょっと具体的にもう1回、教えていただければありがたいなと思います。

それと、今、土木総務費のほうなんですけど、これは何、建設課のほうから要望があっていったんじゃないかと、総務課のほうから、こうしろという話が来たんですか。必要だから人員増やしてくれという話なのかなと思ったんだけど、そうじゃないんですね。それちょっと。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） こちらの事業につきましては、活動団体のほうで、その地域の水田、現在、水田になりますけども、水路の草刈りですとか、農道の補修、修繕補修ですとか、そういった農地のほうの保全という形で活動していただいております。こちらにつきましては、その活動、組織の管理します面積に応じまして、補助金のほうを交付しております。

こちら補助金の負担ですが、国が50%、県が25%、市が25%の割合で負担してございます。以上でございます。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 人員の関係なんですけども、ちょっと建設課のほうでは分からないと思います。実際には総務課のほうで、1月1日、この予算の資料に出ているところで、1月1日現在で比較するんですけども、各課で必要な人員、それから退職の人員、それから採用する人員、それらを全て勘案して振り分けていくことになります。その中で、構成等の課、変更の場合もありますし、あくまでも予算の中で、建設課については事業も相当多いということで、人員増を図っていくんだという、そういうことで予算増になっているというふうに認識しております。

○委員長（向後悦世） よろしいですか、佐久間委員。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多面的機能発揮促進事業については分かりました。まだちょっと分からないところがあるけど、また後で教えてください。

それで、土木費の人件費なんですけど、いや、本当に俺、土木、仕事も大変だから人数増やしてくれって、現場から要求があったのかと思ったんです。そうじゃないんですか。びっ

くりした。

これ当初予算の概要ですけど、副市長、多分、私が何を言うか検討はついてるだろうと思うんですけど、市税71億6,500万円に対して、人件費が59億6,770万円ですね。でね、83.28%なんです。市税の83%が人件費なんです。

副市長、多分分かってると思いますけど、県内でもワースト3に入るんじゃないかと思うんだよね。これ、副市長、お伺いしますけど、もう3年ぐらい前から言ってんだからね。70、75、80って、今年、83だよ。今年、またほら総務省から、元年度のあれが公式に発表されてないんで、元年度もちょっと分からないんですけど、副市長、県内でこんな数字、ある市ありますか。あったらちょっと教えていただきたいと思うんです。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今その資料は手元にございませんで、お答えはできません。

ただ、税収に対しての人件費比率ということでいけば、81%になってしまうんでしょうけども。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） 83%ですかね。その比較自体が、実際には市全体の収入を見ていく必要があるだろうと。人口規模等で適正な人員、これもあると思います。よく銚子市と比較して職員が多いんじゃないかとかって、そういう形も言われますけども、現実にはそれぞれ行う事務に沿って、ある程度人員の配置をしていくと、やはりそれほど多い人員ではないということになります。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） ですから、これはもう当然、例えば何年前にも、一度お答えしてるかもしれませんが、例えば保育所の数で、これだけ保育所があつて、保育士なんか100人からいます。そういった人件費も全て上がってきます。

じゃ、保育所をなくせばそれが全部減るので、一気に人件費率、減ります。ただ、そういうことではないと思います。ですので、それぞれの各市でやってる政策に応じて、人件費ある程度決まってくるので、そここのところの比較をしてしまうと、ちょっとどうかなということとは正直ございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 昨年、今頃、多分、私、これお渡ししたんですよ。副市長さんね、ご

覧になってると思うんですけど、副市長、見てますか。見てない。

だって、伊藤前議長、合っているかどうか、確かめてもらってるって言ってる、もう1年たっっちゃうんだけど、何にも言ってない。この後ろに載せてあるのね。それで、いろんな視点があると思うんですよ、給料は、人件費は。今の視点で見ると、だいたい、千葉県内、これで平均48%ですよ。80という数字は、いかに大きいかが分かると思うんですけど、最近、合併した南房総市が、一番多分大きいんだろーと思いますけど、その次くらいになっちゃうんです、83%というの。いろんな視点あります、確かに。市民に対して人数とかね。

それで、多分だから、この間も、2つの課、課長職、減らしましたよね。副市長、多分、一生懸命人件費、減らそうと思って頑張っているんだと思うんですよ、正直な話。だけど、今回もこれ下げようと思ってても下げられない。下げようとは思ってはいるんだけど、こういうふうな結果になっちゃってるということで捉えていいんですか。副市長の努力は、私は痛いほど感じますけど。

だから、現場で必要だから人間を増やすというなら分かるけど、総務の上からこれだけしろという、どうなのかなという気がするんですけど、それはそれとしてね、副市長、どうなんですか、これ。多分これ、この先、またどんどんどんどん上がってきちゃう可能性があるんですけど、なかなか人件費だから、下げようと思ったって、すぐに下がらないじゃないですか、正直な話。だから、私は心配するんですけど、今回どうなんですか、辞めた人、何人で、新採用、何人ぐらいしたんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 冒頭の建設課の人員の関係、ちょっと説明が不足していたかもしれません。現実には、12月頃に各課長のヒアリングをやります。現状で、それぞれの仕事に対して人員的にどうなのか、そういったところのヒアリングを経て、全て決めていくということなので、各課の要望を聞いた上で人員の配置をしているという、それは総務課のほうで行っております。

それと、人件費率ですけども、現実には人件比率だけで比較するのは、ちょっとどうなのかなということがあります。税収がなければ払えないだろうと言いますが、それぞれ各団体、財政力指数が違います。その財政力指数が違うところを補填するために、地方交付税で交付されます。そういったお金も全て含めて、比較していかないと難しいのかな。そのところというのは、決算の中で、例えば予算の中でも出してますけども、義務的経費、ここ

の部分で何%ぐらい収入のうちになるか。経常収支比率というのが、よく市町村の比較に用いられる数値であるんですけども、その経常収支比率が高いほど、その市としては問題があるのではないかと、そういうことを言われています。

令和元年の経常収支比率ですけども、86.8%ということですので、ここについては、ある程度この近隣の中では、比較的、低い中で収まっている。銚子市と比べてしまうと問題があるかもしれませんが、銚子市は九十数%いってますので——ということなんです。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) 一応、少なくとも退職者数よりも、採用者数は必ず抑えているという状況にあります。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) 採用したのは27だったかな、6だったかな。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) ちょっと今、いや、消防とか保育士とかございますので、それらも含めてなので26、27だったと……。

そういった採用で、辞める方がいて、採用すると。その数は、辞めた方を必ず上回らない。それまでも、例えば辞めた方の3分の2にしましょうとやって、ずっと減らしてきて。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) 今回、途中でもいるから。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) じゃ、すぱつと言え、まず退職者の数があって……。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) 27だと思うんですけど、これ間違っていたらまずいので、ちょっと今、数字を持ってきますので、それからにさせていただきますか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 確かにそういった視点だけじゃなくて、市民、例えば100人当たり何人とか、いろんな視点あると思うね。財政力指数、あるいは義務的経費、それに対して自主財源が幾らだとか、そういう見方もあるだろうし、いろんな見方がある。ただ、単純に考えて分かりやすい、正直な話。

私が心配するのはね、要するに納税者が例えば71億円、納税しましたと、71億6,000万円



ね。そのうち60億円が人件費だとすれば、納税者の納税意欲が薄れると思うんだよね、正直な話。

人件費の中に議員の報酬も入ってるんですけど、議員は合併して50人減らして、年間約4億円ぐらい減らしたわけですよ。15年だから、60億近く減ってるわけですよ、議会、議員報酬は。それにもかかわらず、78、70、ずっと70ぐらいできて、ここ二、三年で75、83と上がってるから心配するんですよ、正直言って。

副市長も、一生懸命、何とか抑えようという気持ちは、例えば課長職、2つ減らしたとかね。気持ちは分かるんだけど、もう抑えられないんじゃないですか、正直言って今。どうなんでしょうか、その辺、抑えたいと思ってんですか。

○委員長（向後悦世） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） まず一つ、合併以来、定員適正化計画を設定して、その目標値、数値を上げてます。それをはるかに上回る数値で、ずっと減らしてきてます。合併以来、175人、職員は正直減らしました。今、第三次の定員適正化計画でも10人減らすというところを、それも今ほぼ目標、クリアできそうなところにいるということですよ。

ですから、そのこのところを踏まえて、今、課の統合をして、課長も2人、班長も2人とか、副課長も1人、減らして、こういう形で減らして、それ以降の下の方の職員のところをさらに減らせるかということ、非常に難しいと思います。今の状況の中で、この事務の適正化、適正な人数を考えたときには、という状況にあるということは、この場で申しておいたほうがいいのかなと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 確かに、副市長、一生懸命やってくれてるんだろうと思いますけど、そういった意味では、ただね、我々、私は議員の立場とすればね、市の職員を面倒見ていただくのはいいんですけど、市そのものね、市の財政そのものを心配するんですよ。

市税が多分、これから来年度も減るという話ですけど、人件費を簡単には、今日、来年、減らそうっていても減らせないわけで、時間がかかるわけで、その辺でね、もう合併して15年たってきて、まさかこういうふうになるとは、ちょっと私も予想もしませんでしたけど、ちょっとだから数年前から申し上げてんですけど、やろうと思っても多分できない、ただ抑えなきゃならないということは、気持ちはそうなんですよ。それだけちょっと確認してください。

○委員長（向後悦世） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） すみません、今、数字が来ましたので、27というのは去年の数字でした。今年の採用予定は、25の募集で20人になりました。辞退等も相当ございまして、辞めた人、全体で31人に、この3月末までで31人になります。ですから、ここだけで11人減ってしまったという状況になります。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道課です。よろしく申し上げます。

議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明につきましては、全員協議会並びに本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。

特に補足する内容はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。

昨年の定例会の最終日にこの本を頂きました。よくできてるなと思うんですけど、この本の内容と今回の予算は合ってますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、予算書と水道ビジョン、合っているかというご質問でございますが、水道ビジョンにつきましては、事業開始年度が令和2年度から11年度までの10年間となっております。

しかしながら、この水道ビジョンができましたのが、元年度末ということで、2年度の予算には、水道ビジョンに関する事業につきましては盛り込むことはできませんでした。しかしながら、令和3年度につきましては、基幹管路の基本設計と旭配水場の更新の基本設計を盛り込んでおります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ここにね、39ページですね、今回の予算とどこが違うか分かりますか。分かったら、ちょっとこの内容、予算内容について、令和3年度について説明してくれますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。  
水道課長。

○水道課長（宮負 亨） ですから、この予算書といきますと、1年ずつ事業のほうの開始が遅れてるという状況になろうかと思えます。

これ、あくまでも投資財政計画の資本的収支につきまして、シミュレーションしたものでございますので、一応これに基づいてはやるとしていますが、実際はそういったことで1年遅れの開始となってしまいました。

今後ですね、今申し上げましたように、配水場と基幹管路の基本設計が終わりましたら、次、詳細設計、それと具体的に工事のほうに入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） あれですか、この違いは承知してたんですね。してたんですね。でも、議会に言わない。別に言わなくとも、質問が出なきゃ、そのままいいと、そう思ってたんですね。ちょっと、そこだけ聞かしてくださいよ。お願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。  
水道課長。

○水道課長（宮負 亨） そういうことはございません。あくまでも水道ビジョン完成が、令和元年度末になってしまったということで、事業開始が2年からできなかったということでございます。あくまでも議会に説明しなければ、そういうことは到底、考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） これ、よっぽど議会、ばかにされてるのかなと思ってんだけど、正直な話で。

だから、これ幾らですか、3,000万円、つくったのね。しかも、だって今年だよ。今年、去年の3月、終わったんだから。それで、例えば具体的に、この例えば建設改良費4億4,000万円、これ何をやる予定だったんですか、本当は去年の3月までに。具体的に言って

くれますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） ビジョンのほうで、令和3年度という形でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○水道課長（宮負 亨） こちら建設改良費ということで、基幹管路、重要給水管路、それと……。

失礼いたしました。令和3年度ビジョンのほうでは、基本設計、それと実施設計、それと基幹管路と重要管路の耐震化事業でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 基本設計、今言った仕事を、令和3年度でやなくていいんですか。

本予算では載ってないですよ、4億4,000万円ね。やなくていいんですか。それだけなんですけど。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 失礼いたしました。

先ほど申しあげましたように、基幹管路の基本設計、それと旭配水場の更新の基本設計につきましては、こちらの3条予算の排水及び給水費の委託料のほうに盛り込んでおります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この予算と直接は関係ないんですが、関連ということで、水道管も耐用年数が来てて、これから工事費とか、たくさんかかるんでしょうけども、今現在、旭市にもう給水管、管が容量がいっぱいで、これ以上、一般申込みがあっても、給水ができないというところがあると思うんですよ。そういうところ、今、何か所ぐらいあるのか。

そうして、そういうのを見越して、水道はある程度もう容量がいっぱいになってきたら管を太くするとか、そういった手だてを講じていかないと、これ幾ら住宅対策しても、水道が引けないのでは住宅、建てられませんから、その点をちょっとお聞きしたいんです。そうい

った箇所、何か所ぐらいあります、今。水道がもう、本管がいっぱい、申込者が多くてちよっと対応できないというようなところ。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 正確には把握しておりませんが、何か所かはあるとのこと。

しかしながら、水道の場合はですね、市民の方が一般専用住宅を申し込む場合は、幾ら現時点でその容量がオーバーしてることがあっても、一般専用住宅の場合はお断りすることはできませんので、申込みを受けております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 一般の住宅、例えば分譲をして3区画ぐらいあるとしますね。その場合は、一般住宅、一応、分譲の住宅ということで、そういうところでも引けるんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） はい、お答えいたします。

あくまでも申請者が市民、一般の方に限ります。それで、申込者が業者の方ということになりますと、もしその時点で申込みの件数がオーバーしていた場合は、業者の場合はお断りをさせていただきます。しかしながら、一般の市民の方は断ることができませんので、申込みを受けてるような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 例えば分譲する場合には、開発業者が分譲しますね。それを一般の人が買った場合には、オーケーということですか。

ちょっと聞いたんですが、網戸のあたりでやったら、そこは水道が引けないということで、業者が開発を諦めざるを得ないようですけども、せっかくその業者が分譲してくれて、住宅を買い求める人がいるわけですね。他市から思ったら安いし、旭は環境がいいんで、道の駅とか、いろんな生涯活躍のまちあるんでね、旭へ引っ越したいという要望があって、業者は宅地を分譲しようと思うんですが、そういう場合には駄目ということですか。30区画あって、それを個々が自分で買って、個々で買った人が、個々に申請すれば、それはオーケーということなんですか、どういうことなんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 繰り返しになりますが、あくまでも申込者の方が一般の方の場合です。それが、業者の方は、もし容量をオーバーしてる場合は、お断りをさせていただいております。

それとですね、その造形、その容量が足りない、その地域、区域なんかを、そこら辺の対応なんでございますけども、水道ビジョンを作成しました。今後、要するに更新をしていかなければなりません、耐震化も図って。そのときに併せて、そういった要するに容量不足、水量不足のところにつきましては、今後、更新と併せて造形等も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） くどいようですがね、ですから水道はある程度、容量が不足のところは、もうある程度、管を太くしてやると。そういう整備は、行政でないとできないわけですから。確認します。

30区画の分譲をしたとして、その土地を一般の人が買ったと、30人が買ったと、30世帯が買って、その人が個々に申請すれば、それはいいということなんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 議員、お見込みのとおりでございます。

よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑ありませんか。

遠藤保明委員。

○委員（遠藤保明） この件に関してちょっと、結構、分譲地というのは、水道事業にしても、ガスにしても、ある程度、水道課なら水道課と協議すると思うんですよ。その本管に関して、よく分譲地なんかというのは、ある程度、取水配水管、準備しますよね。そのときの口径で、今、木内さんが言ったように、30件、急にここに並びますよといったときに、75の管と150の管、200の管、対応できるあれがないと思うんですが、そのときは協議しないんですか。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 一般的な流れでございますけども、業者の場合は、水道課のほうにここに引き込めるかどうか事前に相談があります。

それで、うちのほうで一応、県の指針を使ってまして、この口径だと給水申込み、例えば100件までだとか、そういったのが一応、データ的に出るようになってまして、それを超えてる分については、一般の方以外は、ここはこういう状況だから申込みはできないということで、お断りをさせていただいております。しかしながら、給水が可能であれば、それから正式な手続きで事前協議をして、それで工事をするような形になっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員、よろしいですか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） では、もう一度、確認ですが、個々に30区画の例えば分譲地、先行投資で5人の方が家を建てると。5人、個別に申請した場合は、それはできますよね。そういう状態になったとすれば個々が申請する。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） その辺は、いろいろケース・バイ・ケースでありますので、水道法では、一般的には正当な理由がなければ拒むことができないという規定がありますので、一般的には、一般市民の方が一般の専用住宅を建てるということで申込みが来た場合は、水道としては受けざるを得ないということになっております。

詳細のこれはどうだ、これはどうだというのは、いろんなケース・バイ・ケースがございますので、その辺はちょっと答弁を差し控えたいと思います。

以上でございます。

個々にご相談をいただければ、こちらも窓口は開いておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員、よろしいですか。

○委員（遠藤保明） もう1件、じゃ最後に。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） たまたま木内委員が言われたとおり、何かそういう看板が出てますよね。何か分譲するような。どういう作為で、私のところへ、そういう意見が来たのか分からないんですね。

市が、ここに両端やるから、俺のほうのあれは出せないのかなという意見もあったものですから、ちょっと確認したんですよ。それは、いいです。ただ、そういう意見が私のところに入ったものですから、それでたまたまそういう意見を聞いて、ああそんなことはないよというあれを、今度は返答できると思うんですよ、私も。それで、確認をしたんです。

個々に、ただ出した場合ですね、最初、個人の方が申請を出した。あとから続いて10件の方がまた個々に申請をしました。管路、径が違いますもんね。その管の交換のときは業者がやるわけですか、水道課がやるわけですか。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 自分の建てる土地に、水道本管が敷設されていない場合につきましては、市のほうで負担要綱という補助金制度を設けておりますので、それを利用していただくような形、あくまでも自分で引込みもしてもらおうという形になります。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） じゃ、議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

ほかに質疑ありませんか。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） ただいま30区画の分譲地の話が出ておりました。30区画くらいになりますと、宅地開発のほうの県への申請の規模になるかなというふうに考えます。そうなりますと、当然のことながら、宅地開発の事前協議というものがございまして、いろいろそろえていただきたい要件の中に、今お話の出た水道の件とか、道路の件とかございます。



ちょっと規模が大きいので、それに倣って施工業者の方は、事前に水道課等が、建設課とか道路の件がありますので、協議に行ってくれてる中で今の問題が出たと思います。

先ほど5区画くらいのお話もちょっと出ておりましたけれども、最終が30区画とか大きいのがちょっと見えておりました、道路の今の現在、聞いているお話の中では30区画くらい道路の、それに伴って道路の付け替えとかというお話もちょっと出ておりました。中を通る道路が、ちょっと斜めに通ってまして、使いづらいので道路まで付け替えしようかなというところの話のちょっと事前の相談という形でも来ておりました。

その道路の付け替え等々も考えますと、その手前だけ5区画とかというのは、なかなか思ったようにいかないのではないかなというところでごさいます、また最終的に30区画とかというのが見えてますと、最後、市の協議ではなく、県の協議にいったときに、途中でこの開発自体がというところで、県のほうで今度、開発を受け付けてくれなくなるとか、そういうことも考えられます。

ですから、ちょっといろいろご事情はあって、ケース・バイ・ケースであるとは思いますが、そういう事前のその協議というところをしていただいた中で、ちょっと進めていただければというふうに考えてます。水道管だけではなくて、いろんな様々なちょっと問題がございますというところで、それを並行してクリアしていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑ありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） だいたい分かりました。

だから、何度も確認したのは、そういうことなんです。要するにあれでしょう、さっき水道課長の答弁だと、30区画を個々に買って、個々から申請が出れば、それは引くと言ったでしょう。そういうことじゃないでしょう。できないでしょう。だから、今、課長が言ったようにね。

30区画を業者が全部分譲して売っちゃって、買った人が、30人が個々に申請すれば水道を引けるんですかと言ったら、それは引けるって言いましたね、水道課長。そうじゃないでしょう。それは、できないでしょう。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） それはですね、どういう形でやるかも、絵も見せていただかない中で、うちのほうの開発部局としては、できるかできないかは、ちょっと何とも回答がし

難しいです。ぐるっと道路に面してて、その道路から三十四方から取れるとか、そういう条件がもしかしたらあるかもしれませんが、あくまでもその開発行為になった場合の話を、私させていただきましたので。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そこがね、後々トラブルの原因になっていけませんので、さっきのだから水道課長の答弁、私が聞いたでしょう。そこも何やるか分かりませんが、業者がやる分にはそれは駄目。それは分かりますよ、開発に引かかるから駄目と分かりますが、それをだから30区画を全部個々に、もう宅地で分譲して買った人が個々やればいいのと言ったら、いいと言いましたよ。だから、それは駄目なんでしょう。そういうことだったら、何にもならないじゃないですか。

仮にそういうことが可能であれば、その地区がもともともう水道の個数が多くて、そうしたら30戸も出ちゃったら、今度、隣の元からいる市民が、水圧が下がったとか、そういうトラブルが出るでしょうから、そういうやつを個々から申請するという、業者が個々によっても、それは個々だから、そういうことは駄目なんでしょう。できないんでしょう。

○委員長（向後悦世） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 仮定の話なので、なかなか答えづらいと思います。ただ、30戸の家が建つところの一角が分譲地になるような、例えば家を建てるということであれば、少なくとも今、50坪であれば、165平米の30戸だから、当然もう面積も権利要件になります。そうしたときには当然事前協議が必要なので、その段階で業者が入らなければ、その宅地分譲自体もできないわけですね、正直、個々の売買でなければ。ですから、それは現実には引けないということであります。

そのように開発行為を経なければ、それこそ違反宅造になってしまいますので、そういうことですね。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、そういうところは、そもそもじゃ個々に分譲もできないということですね。売ることがもうできないということになるから、そういった問題は出てきませんね。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 宅地開発の指導要綱、それから県の開発条例、それらのところの面積

以下でやる分には、例えばそのうちの本当の一区画、面積に引っかからない部分だけ売る、それはできます。ということですね。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、旭にはそういったところがたくさんあると思うんですよ。今現在も容量がいっぱいで、新たに宅地開発ができないようなところがあると思うんです。ですから、そういうところはあらかじめ管理するとか、そういうのが必要じゃないですかというのが、最終的に私の言いたいところなんです。これだけ人口が増えているのは、海上もそうですけど、昔は銚子市が土地が高かったから、旭に来た、海上に来たってあるんですよ。

ですから、別に誰の肩を持つでもないんですが、ここまで人口が増えたのは、開発業者の力も大きいと思うんですよ。土地を開発する業者ね。そういった方々の、よく不動産屋、不動産屋って悪く言う人もいますけども、そういう人たちの努力なしには、これだけ人口増えてないわけですよ。ですから、そういった方々が、今度またここも開発をしようというときに、今のような規制がかかったんでは、もうこれ以上、増えませんよね、人口ね、住宅地が。

そういうことを言ってるんで、そういう場合には、あらかじめ市が整備するのも、当然管も細くなってるし、古くなってるんだからということで、最終的にはそのお願いです。先ほど水道課長が徐々にやっていくということですのでね、そういう答えをいただきましたかっただですよ。

お答え結構です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算の議決につきましては、本会議において説明申し上げましたとおりでございます、ほかに補足して説明する内容はございません。

よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決につきましては、本会議において説明を申し上げましたとおりでございまして、ほかに補足して説明する内容はございません。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 簡単に。ポンプ場費というのは、今回ないですよ。これの説明をちょっとお願いしたいんですが。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） お尋ねの件でございます。

ご案内のとおり、令和2年度より、二つの会計が下水道の所管になりました。なおかつ、公営企業ということで移行しましたので、科目の整理をいたしまして、その辺の関係でなくした次第でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 処理場費に一括されてるといいますかね。

○委員長（向後悦世） 下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） はい、ご案内のとおりでございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明ありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議案第9号につきましては、本会議での補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。

よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 議案第9号につきまして、農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 第9号につきまして、都市整備課からは本会議で補足説明申し上げた以外ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明ありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 議案第19号、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第20号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議で補足説明申し上げた以外ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について補足説明ありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議案第25号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、建設課から補足説明を申し上げます。

本会議での補足説明と重複する点があるかと存じますが、ご了解をお願いいたします。  
まず、当該案件の経過からご説明申し上げます。

平成30年10月3日から平成31年3月25日の間、旭市三川地先におきまして、旭市発注の蛇園南地区流末排水整備事業におきまして、排水路整備工事が起因しまして、市内在住の方が農業経営で使用している農業用ビニールハウスにおいて、地下水が低下したことにより、作付するキュウリの収穫量が減少しまして、減収となる損害が生じたため、その損害に対し賠償を行うものであります。こちらビニールハウスの規模としましては、約3,200平米ございます。

次に、当該工事内容の原因についてですが、排水路整備工事におきまして、道路内にボックスカルバートという四角い排水施設を埋設するため、地表面から3メートルほどの掘削作業が必要でございます。

工事に支障となる地下水の湧き水対策として、ウエルポイント工法により地下水位を下げ、ボックスカルバート、こちらの構造物を埋設する工事を施工いたしました。

このため、当該ビニールハウス付近で、工事施工に伴い、ウエルポイント工法により周辺の地下水位が低下したことから、栽培しておりましたキュウリへの水分吸収量が不足したことによって、当該作物の生育不良が生じ、減収となったことによるものでございます。

次に、損害賠償額229万3,997円の算定内容についてご説明を申し上げます。

当該工事の期間中、このウエルポイント工法による実施期間である平成30年11月から、平成31年3月までの5か月間を算定期間として、過去の出荷量を基に算定しまして、減収となった損害金額を算出してございます。

なお、ご本人は野菜価格安定対策事業に加入されており、一部、減収分に対し、交付金が支払われておりますので、この分は減額しております。

この損害額の算出に当たりましては、関係機関、こちら県の農業事務所への損害に係る算定方法等の助言をいただくとともに、市の顧問弁護士へ、賠償についての算定方法や、算定額が妥当であるかを意見を徴しまして、損害賠償額について妥当であるとの回答をいただいております。

最後に、相手方の交渉において、令和2年12月に示談することに至ったことから、本議会で議決をお願いするものでございます。

以上、議案第25号の補足説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。

ちょっと興味があると言うとおかしいんですが、地元、蛇園の流末排水ですよ。多分これ作物だけじゃなくて、家屋も何件かあったと思うんだけど、地下水位が低下したって言いますが、今も地下水位の低下は観測していますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、この路線の工事に関しましては、全て完了しておりますので、その後、地下水の低下は計測はしてございません。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 3メートル掘って、ボックスの基礎に採石が入ってると思うんだけど、それがあるかどうかね。

それから、ボックスにウィープホールってつけてあるかどうか分かりますか。

まず、採石は。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ボックスの基礎に関しましては、採石と、あとその上に生コンを引きまして、ボックスを上に乗せております。

そのような回答で。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 水位は多分、深くても2メートルくらい、自然地下水はね。もともと2メートルくらいだと思うんですが、1.5か2メートルくらいあると思う。3メートル掘って、3メートル50ぐらいのところに採石を置くと暗渠になるんですよ。普通は、ウィープホールって、そこから入ってくる地下水も入れるものをつけるんだけど、それはつけてないでしょうけど、少なくともそれ採石を取ってね、下流側に暗渠になっちゃうんですよ。そうすると、完成した後もかなり水位、下がると思うんだよね。だから、その辺の観測をできればして。

設計した米本さんが建設課長のときに、俺、大変な仕事だからちょっとほかのこと考えてくれと言っただけで、結局やって、そばにある家、何件かやっぱり被害が出て弁償したと思うんだけど、その後の地下水位を、できれば後で分かったら、ちょっと確認してもらえればありがたいなと思うんですけど。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ちょっと難しいお話かもしれませんが、何かいい手だてというか、そのような計測方法があれば試したいと思いますので、よろしくお願いします。

すみません。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ただいまの件ですが、こういうのの賠償額、保険のようなのは入っていませんか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） こちら保険は入っておりません。このような保険はないということで、通常の道路陥没による事故等であればあるんですが、この工事に関しましてはないという、うちのほうでも保険会社等、お聞きしまして、このような保険はないということでお聞きしておりますので、すみません、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について補足説明ありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議案第27号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。

よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第27号について質疑がありましたらお願いいたします。



(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について補足説明ありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 議案第30号、専決処分の農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外はございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(向後悦世) 商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) 同じく、議案第30号につきましては、本会議で説明以降、以後、補足説明はございません。

商工観光課所管分でございます。説明はございません。

以上です。

○委員長(向後悦世) 担当課の説明は終わりました。

議案第30号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長(向後悦世) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和3年度旭水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算の議件について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 農水産課から、3点、報告をさせていただきます。

まず、高病原性鳥インフルエンザの状況と、家畜環境フレッシュ事業実証実験状況報告につきましては、資料のほうをご用意させていただいております。

農用地区域からの除外申請の受付開始につきましては資料がございません。

それでは、まず初めに高病原性鳥インフルエンザの状況につきまして、2月28日現在でのご報告をさせていただきます。

資料のほう高病原性鳥インフルエンザの状況報告というものになってございます。

それでは、資料に沿いまして、まず1の発生の概要になります。

本年2月6日、市内、見広地先の養鶏場で発生が確認され、採卵鶏42万4,140羽の殺処分

をしております。

また、②の岩井地先の匝瑳市の関連農場は、2月4日に匝瑳市で発生が確認された農場と、従業員の車の往来があり、黄砂汚染の可能性があるととして殺処分などの防疫措置が行われております。

2の防疫措置の状況になります。

①の発生農場では、2月6日から殺処分が進められ、2月20日に農場の消毒が終了し、防疫措置が完了しました。

②の匝瑳市関連農場は、2月23日に防疫措置が完了しております。

次に、3のサブステーションの設置になります。

サブステーションは、発生農場などで作業する人や物の集合拠点となる施設で、県の現地対策本部も置かれておりました。今回の発生では、海上公民館をサブステーションとし、発生の2月3日から農場での作業が終了した2月20日まで、24時間体制で開設をしておりました。

4の市内消毒ポイントですが、消毒ポイントにつきましては海上支所とひかた市民センターの2か所にて設置をしております。利用につきましては、合わせて4,351台の車両の利用がありました。

5の道路の消毒になります。

今回発生した農場の周辺には、多数の養鶏場があるため、県では道路の消毒を緊急的に2月12日から実施しております。実施範囲としましては、発生農場周辺の主要な県道、市道、およそ30キロの区間となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

6の移動制限区域及び搬出制限区域の状況になります。

移動制限区域は、発生農場から半径3キロメートル圏内、搬出制限区域は、発生農場から3キロメートルから10キロメートル圏内が指定され、この区域内にある農場は、鶏や卵の移動が制限されますが、国との協議により移動できる場合もございます。

下の表は、卵を移動する場合の例ですが、右側の状況にある検査の協議が必要となります。県では、生産者の出荷が止まらないように、発生直後から国との協議に向けて、各農家への聞き取りを進めております。

続きまして、7の今後の予定ですが、収束に向けての基本的な流れとなっております。

(1)の清浄性確認検査ですが、県が3月3日に実施し、その結果、移動制限区域内の全

ての農場で陰性が確認をされましたので、3月8日に（2）の範囲制限区域が解除されました。

（3）の移動制限区域の解除につきましては、今後、新たな発生が確認されなければ、3月14日に解除される予定となっております。

続きまして、8の主な経営支援の内容でございます。

まず（1）の発生農家に対する支援としましては、殺処分した家畜の評価額の全額が国から手当されます。また、殺処分した家畜や汚染物品の焼埋却は、基本的には県が実施しますので、発生農家の負担はありません。これは家畜伝染病予防法に定められている支援となります。そのほか各種融資制度や、家畜防疫補助事業などによる支援がございます。

次に、（2）の移動制限、範囲制限区域内の農家に対する支援になります。

移動が制限されたため、出荷できなかったなどの売上減少額、または飼料費や保管費、輸送費などの増加した額が全額助成されます。

生産者の皆様には、受けられる支援は全て受けられるよう、県と協議して情報提供等を徹底していきたいと考えております。

以上で、高病原性鳥インフルエンザの状況報告は終わります。

続きまして、資産環境フレッシュ事業実証実験の状況報告をさせていただきます。

資料のほうは、畜産環境フレッシュ事業実証実験状況の報告と書かれたものになります。

まず実証実験になりますが、この事業は令和元年度から開始した事業で、市街地周辺の4戸の養豚農家で、飼料添加剤を導入し、家畜に与え、臭気の状況を確認するもので、今年度は肥料添加剤に加え、臭気を密閉化する資材の導入も併せて行っております。

市内の臭気の状況につきましては、市内50地点で臭いを感じたときに記録する固定モニタリングのほか、週1回、取組農場を巡回して臭いを記録する巡回モニタリングを実施しております。

下の図は、黒丸が固定モニタリングの地点で、資格のAからDが取組農家を表示したのものになります。

資料の2ページをお願いいたします。

1の現状分析になります。

（1）は固定モニタリング調査で、左側の表は昨年度、右側の表は今年度の状況になります。

臭気の記録は、モニタリング地点、50地点のうち、昨年度が25地点で562回、今年度が23

地点で555回の記録がありました。特に市の北部、東部、中央部で多く記録が見られました。

また、臭いの畜種別で見ますと、最も多かったのが豚由来の臭いで全体の46%。

次に、記録が多かった不明は41%でございました。この不明は、臭いが混在し、特定できなかったことや、竹などでの対比などが考えられます。

次に、(2)の巡回モニタリング調査になります。

取組農家の四方、東西南北で臭気を確認した結果、臭いを感じたのは990回のうち234回で、およそ4回に1回は臭いを感じたことになります。臭いの地点で見ますと、農場の西側と南側で特に多く記録がありました。この地点では、風下に当たる地点であり、臭気は風向きと大きく関与しているものと推測されます。

モニタリングの結果及び考察としまして、市のほぼ全域で畜産の臭気を感じており、その多くが豚に起因する臭いであることが分かりましたので、養豚農場での対策が効果的である可能性が高いと考えられます。

また、隣り合っている地点でも、記録のありなしがあるため、空気でも薄まらずに固まりのまま移動している可能性がありますので、臭気を分散させて、空気でも薄める対策が有効であると推測されます。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

2の効果検証になります。

(1)は飼料添加剤の導入前と導入後の状況を比較したもので、左の表が対策前、右の表が対策後になります。

全体で見ると、臭いを記録した地点が6地点、記録数が55回減少しておりますが、取組農場周辺の地点では記録数が減っておらず、また②の巡回モニタリングでも、臭いを感じた割合が多少減ったものの、大きな変化は見られませんでした。

ただ、取組農家から、導入後は苦情が減った、臭いの質が変わったと言われ、そのような意見も聞いております。

効果を実感している生産者もおりますので、添加剤の変更など、いろいろ試しながら、実証実験を実施してまいりたいと思います。

次に、(2)の臭気分散資材等の導入になります。

こちら先ほどと同様に、対策前と対策後の臭気指数を比較したのになります。

取組の概要としましては、まず農場内の臭気指数を特定し、最も高い数値を観測した原尿槽の対策を実施しております。具体的には、発生源を覆い、臭気の拡散を抑制する対策にな

ります。

写真の部分になりますが、左側が開口部にステンレス製の板を設置、右側がベニア板を設置した取組になります。それぞれ臭気指数が減少しております。

今回の実施により、対策の効果を知ることができましたので、このような取組を行う農場を少しでも増やしていくことが、臭気の軽減につながる可能性が高いと考えております。

なお、今回、取組農場、4農場全てで同様の対策を実施しておりますが、県畜産総合研究センターと合同で実施する臭気測定が、鳥インフルエンザの対応で実施できていないため、2農場のみの記載となっております。

以上で、畜産環境フレッシュ事業実証実験状況の報告を終わります。

それでは、3点目に移らせていただきます。

こちらのほう、資料ございません。

農用地区域からの除外申請の受付の再開についてでございます。

農業振興地域整備計画の見直しに当たり、農用地区域からの除外などの受け付けを停止しておりましたが、見直しが終了し、受け付けを再開しましたのでご報告いたします。

受付締め切りは、3月末と9月末の年2回を予定しております。

周知につきましては、広報あさひ、市ホームページで案内をしております。

報告につきましては以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） ちょっとだけ質問します。

畜産環境フレッシュ事業実証実験状況報告書の中で、固定モニタリング、巡回モニタリングとありますが、それぞれ固定モニタリングは機械だけで、巡回モニタリングは農水産課の職員の皆さんが巡回して測定したということよろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 固定モニタリングにつきましては50点地点、職員にそれぞれお願いしまして毎月報告を受けております。

巡回モニタリングにつきましては、職員と、あと県の畜産総合研究センターの方も一緒に

巡回して、測定のほうをしていただいております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

---

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時58分



旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世

# 文教福祉常任委員会

令和3年3月12日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3 号 令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 令和3年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第10号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第15号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第26号 指定管理者の指定について  
(飯岡福祉センター)
- 議案第28号 専決処分の承認について  
(令和2年度旭市一般会計補正予算)
- 議案第29号 専決処分の承認について  
(令和2年度旭市一般会計補正予算)
- 議案第30号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について  
(令和2年度旭市一般会計補正予算)

## 出席委員（6名）

委員長 米本 弥一郎 副委員長 片桐 文夫

委員 景山 岩三郎  
委員 宮内 保

委員 伊藤 房代  
委員 林 晴道

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 木内 欽市

説明のため出席した者（13名）

教育長 諸持 耕太郎  
環境課長 高根 浩司  
健康管理課長 遠藤 茂樹  
子育て支援課長 石橋 方一  
庶務課長 杉本 芳正  
生涯学習課長 八木 幹夫  
その他担当員 1名

税務課長 伊藤 義一  
保険年金課長 在田 浩治  
社会福祉課長 椎名 隆  
高齢者福祉課長 赤谷 浩巳  
学校教育課長 加瀬 政吉  
体育振興課長 柴 栄男

事務局職員出席者

事務局長 花澤 義広  
副主幹 黒柳 雅弘

事務局次長 向後 哲浩

開会 午前10時 0分

○委員長（米本弥一郎） 大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

新型コロナの緊急事態宣言の延長に加え、季節の変わり目です。皆様には十分健康に留意され、議会活動、公務に精励されますようお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

新型コロナウイルスもここへ来て下げ止まり、これから第4波というようなことが非常に心配されるわけであります。東京都、千葉県も連日また患者数が増えています。どうかそれに気をつけながら議案審議、よろしく願いいたします。

本日は、付託いたしました15議案について審査をしていただくこととなります。本会議前の大事な審査であります。議案質疑等で聞けなかったこと等ありましたら活発なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案の説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で15議案でございます。

その内訳は、まず予算関係で9議案、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決に

ついでのうち所管事項、議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第28号、専決処分の承認について、議案第29号、専決処分の承認について、議案第30号、専決処分の承認についてのうち所管事項。また、条例関係で5議案、議案第15号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について。また、指定管理者関係で1議案、議案第26号、指定管理者の指定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（米本弥一郎） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第16号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第26号、指定管理者の指定について、議案第28号、専決処分の承認について、議案第29号、専決処分の承認について、議案第30号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての15議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

社会福祉課所管事業のうち、全員協議会で説明しました主要事業以外の主な事業についてご説明いたします。

予算書105ページ、中段をお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座でどうぞ。

○社会福祉課長（椎名 隆） ありがとうございます。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄10、地域生活支援事業9,346万1,000円のうち、申し訳ございません、次ページ、106ページをお願いいたします。12、委託料、上段の移動支援事業委託料の1,350万9,000円ですが、これは障害者の方が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出を支援するもので、実利用者54人を見込んでおります。

同じく委託料で下から5段目、相談支援事業委託料の1,323万円ですが、これは障害者の方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、その方々へ必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行うものです。

続きまして、その下の地域活動支援センター機能強化事業委託料の1,333万6,000円は、障害者の方が通所で創作的活動または生産活動の提供など、社会との交流促進を図ります。

続いて日中一時支援事業委託料の1,769万円については、障害者の方の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援や家族の一時的な休息を支援するもので、実利用者43人を見込んでおります。

次に、106ページ、19の扶助費でございます。2,089万5,000円のうち日常生活用具給付等扶助費の1,947万9,000円については、在宅の重度障害者の方に対し日常生活支援用具の給付

または貸与を行うもので、受給者168人を見込んでおります。

これら事業に伴う歳入でございますが、予算書の24ページをお願いいたします。

上段をお願いいたします。国・県の補助金でございます。

14款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄2、地域生活支援事業費等補助金は3,818万8,000円で、国の補助率は2分の1となります。

予算書27ページ、下段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費県補助金、説明欄4、地域生活支援事業費等補助金は1,909万4,000円で、県の補助率は4分の1でございます。

続きまして、すみません、予算書の132ページをお願いいたします。

3款4項2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助費6億7,940万2,000円は、令和3年度の年間保護世帯数を360世帯、保護人数を419人と見込み、計上したものでございます。

この事業に伴う歳入でございますが、すみません、予算書の23ページ、中段をお願いいたします。

14款1項1目4節生活保護費国庫負担金、説明欄1、生活保護費負担金5億955万1,000円は生活保護扶助費の国庫負担分で、負担率は4分の3でございます。

以上で議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

予算書の19ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目1節老人福祉費負担金の説明欄1、老人施設入所者負担金の503万5,000円は、養護老人ホームへ措置入所された方に収入に応じて納めていただく費用負担分でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で、恐れ入ります、23ページをお願いいたします。2節老人福祉費国庫負担金、説明欄1の低所得者保険料軽減負担金3,175万円は、介護保険料の所得段階のうち第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料の軽減分に対して、2分の1が補助されるものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目2節老人福祉費県負担金、説明欄2の低所得者保険料軽減負担金1,587万5,000円は、国庫支出金と同様に、保険料軽減分に対して4分の1が補助されるものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

下段になります。

2項2目2節老人福祉費県補助金、説明欄2の介護人材確保対策事業費補助金42万1,000円は、介護分野への就業促進のための研修支援事業に対する補助金で、介護職員初任者研修受講者費用助成金に対して、その4分の3が交付されるものです。

28ページをお願いいたします。

一番上になります。

説明欄4の介護施設等整備事業交付金1,510万2,000円は、第7期介護保険事業計画に基づき整備される認知症高齢者グループホーム1か所の開設準備に係るもので、全額県から交付されるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

109ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費、すみません、110ページをお願いいたします。説明欄3、老人保護扶助費の19節扶助費5,843万5,000円は、経済的な理由等により自宅での生活が困難な低所得者、高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、29人分を見込みました。

111ページをお願いいたします。

下段になります。

説明欄8、介護人材確保対策事業の56万3,000円は、介護人材確保のため研修費用の助成や、福祉分野を専攻する大学生と現役介護職員との交流を行うものです。

113ページをお願いいたします。

下段になります。

同項3目生活支援費、説明欄3の緊急通報体制等整備事業、12節委託料の800万円は、独り暮らし高齢者等の日常生活における緊急時の連絡に活用するため緊急通報装置を設置するもので、設置台数を259台と見込みました。

114ページをお願いいたします。

説明欄5の住宅改修費助成事業310万9,000円は、介護認定を受けていない高齢者が居住す



る住宅において、日常での生活が利用しやすいように居室等を改修するために要する経費を助成することにより、要介護状態になることの予防を図るものでございます。

続きまして、下段になります。

説明欄 8 の地域密着型サービス拠点等整備事業 1,510 万 2,000 円は、第 7 期介護保険事業計画に基づき整備される認知症高齢者グループホーム 1 か所の開設準備経費に対する補助金でございます。

115 ページをお願いいたします。

同項 4 目介護保険費の説明欄 3、介護保険事業特別会計繰出金 7 億 9,687 万 1,000 円は、介護給付費、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者保険料軽減のルール分としまして介護保険事業特別会計へ繰出しするものでございます。

以上で議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、議案第 1 号、令和 3 年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課から補足説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。

予算書の 19 ページをお願いします。

12 款 1 項 1 目 2 節児童福祉費負担金、説明欄 2、保育所運営費負担金 5,275 万 8,000 円及び、20 ページをお願いします。13 款 1 項 2 目 2 節児童福祉使用料、説明欄 1、公立保育施設保育料 6,768 万 1,000 円、説明欄 3、公立保育施設使用料 1,467 万 9,000 円につきましては、市が徴収する令和 3 年度の現年度分の保育料で、民間保育所利用分を延べ 2,844 人分、公立保育所利用分を延べ 4,052 人分の保育料収入を見込んでおります。前年度比で、778 万円で 5.5% の減となっております。主な要因として、入所児童数の減少や、入所児童の属する世帯の家庭状況によるものと思われま。

続きまして、歳出を説明いたします。

116 ページをお願いします。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費の 11 億 1,071 万 2,000 円は、前年度比 1,810 万 2,000 円で 1.7% の増となっております。主な歳出といたしまして、同ページの説明欄 3、児童家庭相談事業 1,278 万円のうち 12 節委託料、システム保守点検委託料 957 万円を新たに計上いたしました。これは国の要保護児童等の対応強化に伴うもので、児童相談所と市町村において日常的に迅速な情報提供を行うことができる児童相談システムの構築を図るものです。

続きまして、123ページをお願いします。

説明欄20、新生児特別定額給付金給付事業30万円は、新型コロナウイルス感染症の影響による旭市独自の緊急経済対策として、令和2年度からの継続事業で、令和3年4月1日出生児3名分を見込みました。繰越明許分と併せて本事業の周知を図ってまいります。

次に、126ページをお願いします。

3款3項4目児童福祉施設費281万6,000円は、前年度比469万2,000円で62.5%の減となっております。主な理由として、令和2年度事業の海上保育所改築事業が終了したためでございます。

次に、127ページをお願いします。

3款3項6目保育所費の18億9,155万8,000円ですが、前年度比1,939万円で1.0%の増となっております。主な増減内訳として、128ページをお願いします。公立保育所運営費4億4,199万3,000円のうち会計年度任用職員——保育士等でございますが——の人件費が1億8,187万8,000円で、フルタイム会計年度任用職員の減員のため、前年度比で2,729万8,000円の減額となっております。

129ページをお願いします。

また、12節委託料、調理業務委託料が9,664万1,000円で、令和3年度に新たに1施設、業務委託を追加します。その分の委託料及び他施設の委託料差額分を含めた金額で、前年度比2,153万3,000円の増額となっております。

最後に、131ページをお願いします。

説明欄8、保育環境改善等事業1,100万円は、第2回定例会において補正予算の承認をいただいた事業と同じで、新型コロナウイルス感染症予防のための消耗品購入や消毒業務に係る経費でございます。

10節需用費650万円は、公立保育所13施設分の消耗品で、18節負担金補助及び交付金450万円は民間保育所及び認可外保育所分の事業補助金で、共に1施設当たり上限額の50万円を計上いたしました。なお、財源は全額、国庫補助金の予定でございます。

以上で議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について、学校教育課から、主要事業のほか前年度より増となった主なものについて補足説明を申し上げます。

予算書の238ページをお願いいたします。

歳出になります。

10款2項2目、説明欄6の小学校教諭補助員配置事業4,204万5,000円は、対前年度782万8,000円の増です。これは教諭補助員1名の増員と任用2年目となる補助員の昇給に伴い、必要な報酬、共済費、旅費等を見込んだ計上によるものです。本事業は小学校の学級担任をサポートし、国語や算数などの基礎学力の向上や外国語教育の充実を図るとともに、特別な支援が必要な児童へのきめ細かな指導、支援を行うもので、令和3年度は1名増員して24名を配置し、一層の充実を図ってまいります。

続きまして、同じページの下段になります。

説明欄8の小学校図書館司書配置事業1,238万円は、対前年度283万円の増です。これは図書館司書1名の増員と任用2年目となる司書の昇給に伴い、必要な報酬、共済費、旅費等を見込んだ計上によるものです。本事業は小学校の図書主任と連携し、学校図書館の環境整備や授業などでの読書指導に参加することにより、児童の読書活動の推進を図るもので、令和3年度は1名増員して4名を配置し、一層の充実を図ってまいります。

続きまして、予算書の243ページをお願いいたします。

10款3項2目、説明欄2の中学校教材備品等購入事業1,430万9,000円は、対前年度570万9,000円の増です。増額の主なものは、17節備品購入費、教育用備品費1,140万9,000円のうち、教員が使用する教科書等の購入費620万9,000円です。これは、令和3年度から中学校で新学習指導要領が実施されることにより教科書が改訂されます。それにより、教師が授業で使用する教科書等を購入するもので、国語や数学など16教科の教師用教科書310冊、教師用指導書212冊、及び教材・教具の購入費用を計上しております。

以上で議案第1号、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、議案第1号のうち、体育振興課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の37ページをお願いします。

歳入になります。

20款5項5目雑入のうち説明欄36、学校開放施設電気使用料収入として77万2,000円を新たに見込んでおります。学校施設を使用しましてスポーツ活動等を行う学校開放ですけれども、これまで利用者負担はありませんでしたが、年間10万人近くの方が学校体育館を利用し

ていることから、施設の機能を維持するためにも、受益者負担として電気料の実費相当を求めるものです。利用者の負担ですけれども、体育施設の照明設備を使用した場合、1時間につき1面当たり100円となります。

以上で議案第1号、体育振興課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第1号につきましては、保険年金課の補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 健康管理課につきましても、議案第1号につきまして補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 環境課におきましても議案第1号に対する補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 議案第1号に対します庶務課所管の補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 生涯学習課からも議案第1号についての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、何点か伺います。

まず、説明ありました106ページですか、障害者福祉費ですね。何点か大きい項目の説明をいただいたんですが、まずもって、本市における障害者の介護が必要な、介護認定とかありますよね。その辺も含めて、本市には何名ぐらいのそういう必要とする方がいらっしゃるのか人数を伺います。

あと、その中で、日常生活用具給付等扶助費ということで説明ありました。168人分ということですが、具体的にどのような器具であるのかを伺いたい、そのように思います。

次に132ページで、ここでは生活保護扶助費ですか、360世帯ということをお伺いしたんですが、

合併後の本市の生活保護を受給されている方の推移を伺いたい、そのように思います。

それから、111ページですね。説明欄の6、老人クラブ活動促進事業、ここで具体的な補助金で、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業と老人クラブ活動等社会活動促進事業ということですが、その事業ごとの具体的な内容、それを伺いたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） まず106ページの関係で、障害サービスの説明をさせていただきました。その中で、本市における障害者の人数ということでよろしいでしょうか。

令和元年度の身体障害者手帳の所持者数ということで申し上げたいと思います。

重度になる方、障害者1級、2級となります。その方が1,027人。中度が3級、4級に当たりますが、その方が655人。軽度が5級、6級に当たりますが、202人で、合計で1,884人の方が障害者手帳を所持しております。

あと、日常用具の関係ですけれども、これについては在宅の重度障害者に対しまして日常生活用具というものを給付または貸与するもので、168人ということで説明させていただいたんですが、その受給者の内訳ということで、内容ですけれども、蓄便袋、ストーマといえます。それが見込みで86人、蓄尿袋、こちらもストーマ系です。27人。あと紙おむつ、54人等となっております。

あと、生活保護の推移ということでございます。

一応360世帯、被保護者数を419人と見込んだんですけども、旭市の生活保護世帯の状況ということで、平成27年度あたりをピークに減少が続いていた状況でございます。しかし令和元年あたりから増加に転じている、そういったことで、世帯数は少しずつ増えているというような状況でございます。

今年度、令和2年度の見込み数にそういう、少しずつ上昇しているということで10世帯、あと10人増ということで見込んで令和3年度の予算を計上している、そういった状況でございます。

あと、老人クラブの補助金についてでございます。

2つございます。

まず、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金ということですが、こちら

は老人クラブの会員が年々減少しているということで、新規設立クラブや会員増加のために助成を行うものでございます。補助金を100万円ということで計上しております。その内容ですけれども、1クラブ10万円を4クラブ、そのほか新規会員補助金として1人2,000円の助成、また、レクリエーション活動の備品の購入とか勧誘のパンフレットの作成とか、そういったものを見込んでおります。

あと、もう一つの老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金、こちらは423万5,000円。これは老人クラブ全体の活動の活性化を図るために、単位クラブの老人クラブ、また市の老人クラブ連合会のほうに助成を行うものです。こちらについては1クラブ4万6,000円で63クラブを計上しております。会員1人に150円を見込んでおります。市の老人クラブ連合会は1連合会分として24万円、そのほか人数割で1人90円の2,050人分等となっております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、106ページにありました介護が必要な方ですね、介護認定がついた方の数を伺ったんですけれども、重度とか軽度までであるということで、こちらも全体の方の推移が分かるようであれば伺いたい、そのように思います。

あと日常の生活用具ですか、そういう用具を選定することは担当課のほうで行っているのでしょうか。本当に必要なものが、介護が必要な者に必要なものが届いているのかなと思うので、その辺の選定の理由をちょっと伺いたいなと思います。

それから、生活保護の受給者の推移を聞きました。これ具体的な世帯数でなかったんですけど、これはやはり公表できないのかなと思います。それはいいんですけど、であれば、やはり年齢層の変動や何かがあるようで、分かるようでしたらこれをお知らせいただきたいな、そのように思います。

最後に、老人クラブのほうの活動事業なんですけれども、「シニアクラブ」という名前と「老人クラブ」という名前が2つあって、同じ単一クラブに対して片方では10万円、片方では4.6万円というような話でしたけども、これ名前の違いで何か、同じ1クラブに出すのにあえて分けてあるのはどういうことなんでしょうか。

それから、単一クラブに出しているお金の使われ方というのは担当課のほうで把握していないのかどうか、それを伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） まず障害者の推移ということで、総体数の人数を見ますと平成27年度は1,976人、平成28年度は1,926人ということで、そして令和元年度は1,884人ということで、若干少なくなっている傾向でございます。

あと日常用具の選定ですが、計画相談員とかそういった方と相談して市のほうの窓口に来ていただく、そのときに「こういったもの」という形で相談した上で、あと例えば医師のほうの助言とかそういったものを踏まえて「こういったものもいいよ」とかいう形で進めております。

あと、生活保護の年齢層でございます。

こちらは年齢層といいますか、令和元年度で見ますと高齢者世帯が217世帯。これは令和元年度末なんですけれども、217世帯。あと年齢層という形じゃなくて、例えば母子世帯、4世帯、障害世帯、44世帯、傷病世帯、これは病気をお持ちの方の世帯が60世帯等となっております。そういう形で分類をされているという形になります。

あと、老人クラブの補助金の違いでございます。

今までは「老人クラブ」という名称で一般的に言われているんですけども、今、シニア世代の方、若い老人の方もいらっしゃる、活動的な方もいらっしゃるということで、「シニアクラブ」ということで、総称で何年か前から呼ばれるようになっていきます。旭市も、旭市というか、県下でも「すこやかシニアクラブ（老人クラブ）」と「老人クラブ」が小さくなって「すこやかシニアクラブ」が大きく出るというような、例えば「老人じゃないよ、まだ元気だよ」というのをアピールするために、すこやかシニアクラブというものが表に出ています。

補助金もそれを強化するという意味で、この100万円の補助金はすこやかシニアクラブという名称を使わせていただいたという形と聞いております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 聞いていた件なんですけどね、今の老人クラブの、単一クラブに対しての支給、ありますよね。その使用内容は担当課として把握していないのか。

それから今、ちょっと日本語で分からなかったんですけど、何ですか、若い老人がシニア層ということですか。

○委員長（米本弥一郎） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） すみません、答弁漏れがありました。

お金の使い方ということで、各単位老人クラブに補助金という形で出すんですけども、年度末でその使い道の執行状況、実績報告等を上げていただいた上で、確認をさせていただいている状況でございます。

あと、シニアクラブ……。すみません、私も……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（椎名 隆） 実績報告書の中にその単位クラブの中でこういったものに使ったという報告書が、実績報告と収支決算が上がってきますので、個々にそれで確認はできるという形になっております。

あとシニアクラブは、老人クラブから若い世代……。若いといいますか、イメージをもつと若返らせるということで、すこやかシニアクラブという総称を使っているということで、これは全国的な流れということで伺っています。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（椎名 隆） 私が言うのもあれなんですけども、今、年齢より活動的な方が増えているのかなというふうなイメージはちょっと持っていますので、名称もそういう形という、イメージアップという形だと思います。すみません。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

片桐文夫委員。

○委員（片桐文夫） 106ページの障害者福祉費の中の説明欄、ポチの真ん中辺ですけれども、相談支援事業委託料1,323万円ということで、先ほど相談なり、障害者に対する虐待があってはならないというような話だったんですけれども、年間どのくらいの方数が相談に来て、また、あってはならないことなんですけれども、障害者に対しての虐待等の報告があるのかないのかお聞きしたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 地域生活支援事業の相談支援事業の1,323万円の内容ということなんですけども、これは先ほど説明させていただいたとおりで、障害者の方やその保護者、介護者などからの相談に応じて、その方への必要な情報提供の支援とか虐待防止とかの援助を行うものです。

例えば、その中でも基幹相談支援事業というのがございまして、障害者等の相談の情報提



供や助言を行うというものがございます。あと虐待防止センター事業というのがありまして、虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの受付窓口となります。虐待を受けた障害者の安全確認や、県や警察、医療機関などと連携しながら支援方法を検討するというものなんですけども、件数といいますか、昨年——令和元年で見ますと、その相談事業というのが幾つかあります。それが4種類あるんですけども、実人数で603人の方からの相談があります。その相談の中身は、訪問したり事務所に相談に行ったり、あとは電話等いろんな方法があるんですけども、そういった形で相談を受けつけているといった形です。

虐待防止センターからの令和元年度の報告は4件、4件の虐待の報告があったということで、報告は受けております。心理的虐待、身体的虐待などでございます。虐待防止センターのほうから、そのような資料のほうを頂いております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 片桐文夫委員。

○委員（片桐文夫） 虐待が4件あったというお話ですけども、市としてのその対応というか、虐待センターに任せ切りじゃなく、市としての対応をどのように行っているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 障害者虐待防止センター、海匝ネットワークというところにお願しているんですけども、そちらと社会福祉課、あと関係機関と、市民の方ですので、連携を取って対応をしております。海匝ネットワークのほうに連絡があったらこちらのほうにも連絡が来て、市の社会福祉士とかそういった者と連携して対応する、あと児童相談所とかそういった方々と関係機関と必要に応じて確認をしたり、対応をしているというふうな形を取っております。

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） では、続けて。

○社会福祉課長（椎名 隆） 基本的には電話なり、周りからそういった発見なり相談があった場合には、市と海匝ネットワーク、あと警察機関とかそういったところと連携をして、出向いたり、あとはその方が、基本的には電話なり相談等は虐待防止センターに行くんですけども、連携して現場に行ったりとか、あとはその方を保護したりとか、そういった形でケース・バイ・ケースで対応しております。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、1点だけ質問させていただきます。

285ページ、サッカー場整備事業について、4億895万2,000円の事業なんですけれども、これは完成はいつ頃になる予定でしょうか。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 285ページ、サッカー場整備事業でございますが、こちらにつきましては、予算が成立しましたら令和3年度中に入札、そして工事を行いまして、令和3年度中の完成を見込んでおります。使い始めるのは令和4年度からとなっております。そのようなスケジュールで考えております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、このサッカー場というのは自然の芝と人工芝があるようなんですけれども、この工事はどっちを使うんですか。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） サッカー場整備に当たりまして、基本設計で人工芝と自然芝の比較を行いました。

自然芝につきましては初期投資は安いんですけれども、例えば10年のサイクルで考えますとランニングコストがかかってきます。人工芝の場合は初期投資はかかるんですけれども、やはり10年で考えると人工芝と自然芝、そんなにコストは変わらなくなります。

あと自然芝の場合、年間数か月養生をしなくちゃいけない、使えない期間が出てまいります。あと、雨の降った後は使用ができない。人工芝であればそういったものがないので、その辺を比較しまして、一応人工芝で整備を考えております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 人工芝でも各メーカーによっていろんな種類があるようなんですが、その辺はいろいろ検討しているのでしょうか。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

- 体育振興課長（柴 栄男） 人工芝につきましても大きく2種類あるそうなんですけれども、それはどちらでも使えるような形で考えています。あとは、入札したときにその業者がどちらを選ぶかというようなことになろうかと思います。

以上です。

- 委員長（米本弥一郎） 宮内保委員。

- 委員（宮内 保） サッカー場グラウンドの整備工事、一応工事が4項目あるんですけども、東側駐車場の碎石の工事ですか、これはほら、7月の末にYOU・遊フェスティバルだとかそういうものがありますよね。それにほら、駐車場として東側のグラウンドを使うもので、今年開催するかどうか分からないんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

- 委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

- 体育振興課長（柴 栄男） YOU・遊フェスティバルで駐車場を使うということです。

タイミング的に、YOU・遊であれば7月末の開催になろうかと思います。その時点ではまだ工事は入らないと思われまので、駐車場としてはフルで使えると思っています。碎石を敷いた後もやっぱりイベント、夏のイベントも冬のイベントもあります。ですので、碎石を敷いても利用としては全面使えるような形になるように考えております。

以上です。

- 委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

- 委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第3号につきましては、全員協議会及び本会議でご説明したとおりでございます。これに加えての補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第4号につきましても全員協議会及び本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第5号につきましては本会議でご説明したとおりでございます。加えての説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、補正予算書の10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

18款繰入金、1項1目、説明欄1の介護保険事業特別会計繰入金4,015万2,000円ですが、令和元年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第9号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 議案第9号のうち庶務課所管の事項につきましては、本会議での説明のとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第9号につきまして、本会議での説明のとおりですので学校教育課からの補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第9号について、生涯学習課からの補足説明は特にございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第15号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第16号につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 議案第18号につきましては本会議のほうでご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） ごみ袋の件なんですけどね、さっき控室でも話題が出ていたんですが、例えば我がほうの区だとか町内で大変な数の袋が残ってしまっていて、どう見ても使い切れない、3年や5年分ぐらい残っちゃうなというように見られるんですけど、そういったものはずっと使うことができるのでしょうか。

できない場合には、やはり買戻しだとかそういうような条件はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ごみ袋のほうの、区で使い切れないで残っているということですが、一応使用期限というのが広報等で、9月までということになっておりまして、10

月以降についてはまた近くになったらお知らせするということになっています。

一応使ってもらうのが一番いいんですけど、まず考えているのが、使用期間の延長を考えております。もしそれでも使い切れないというような場合ですけど、それについてはまた内部で協議しなければならないかなと考えております。その中では交換、買戻しというのも当然、候補としては上がってくるかと思えます。

まだ事務屋レベルでの話でございますので、その辺ご了承くださいたいと思いますので。まだこれから協議していく段階です。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 先ほども話題に上がっていて、僕も何件か問合せあるんです。やはりね、今の状況だとか、ある程度決まったことは分かりやすく周知してもらいたいと思うんで、何か広告、PRの方法をちょっと拡大してもらいたい、そのように思うんで、要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（米本弥一郎） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） ちょっと質問なんですけれども、新しいごみ袋は、例えば店頭にいつ頃並ぶのか、それだけちょっとお伺いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） いつ頃店頭に並ぶのかというご質問ですが、4月1日を予定しております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第21号につきましては本会議における補足説明のとおりでございますので、よろしくお伺いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 旭市図書館設置条例の一部を改正する条例ということで、図書館の場所ですか、設置位置が変わるような条例であろうかと思えます。

どこでこれ質問しようかなと思っていたんですが、改めてこの関連の議案の補足説明をもう一度お聞かせいただきたいのと、そもそもなぜ同じ図書館施設の場所に移動をするのか。本来であれば、そういう図書館機能がないところに持っていくほうがいいのではないのかなと思えますが、その辺も教えてください。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） すみません、ちょっと回答書のほうが今、すぐ出てきませんで。

議案のほうの補足説明としましては、図書館の位置が今の場所から東部図書館の所在地に移るといふ、そういう補足説明をいたしました。

ご質問の、なぜ別の場所じゃなくて県の施設の中にといふことですが、これについては、実際には平成27年くらいから協議がありまして、スタートとしましては県のほうで、東部図書館の有効利用が市のほうでできませんかといふことでご相談がありまして、そこから話が始まりました。

市の施設としましては当然今、老朽化してございますので、別の位置に建てるか、それとも県の施設を使ってやるか、そういった中で5年ほど協議をしまして、その中で、東部図書館の一部を借りまして、市と県とそれぞれ図書に特徴がございますので、市民のためにはなるんじゃないかといふことで協議がまとまってまいりました。

そういったことから、今回このタイミングで、図書館の移転といふことで議案のほうを出させていただきました。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 図書館の移動をするのに図書館に移動するのもちよっとおかしいかと、そのように感じるんですね。

それで、具体的な図書の中身がちょっと違うんだよといふことでありますけれども、具体的に私、調べましたら、今の旭市図書館は11万冊を超える図書があるんですね。それで県



立の東部だと29万冊ですか。具体的に全く違うのか、それともかぶっているものがこのうち何冊もしくは何割程度あるのか、その辺をちょっと教えてもらいたいのと、今現在、市立図書館は404平米ですか、大きさを使っているんですが、新しい東部図書館のうちでどのぐらいの面積で図書館機能を借りるのか。

それからバックヤードですか、表に出さない本というのはどのぐらいの面積を、何冊ぐらい分あるのか、そういうところをちょっと伺いたいのと、今後、東部図書館が市に、何ですか、譲渡、移管、何というんですかね、押しつけられるような、そういったような話もあるんですが、それを見越してのものなのかどうなのかをちょっと伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、まず1点目ですが、市の図書が11万冊、県の図書が29万冊ということで、同じもの、重複するものというご質問ですが、これにつきましては今までも、施設は別でございましたが、基本的に同じような蔵書がかぶらないような購入の仕方は、東部図書館と話をしながら購入した部分もございます。

じゃ、全く同じものがないかといいますとそういうことはないと思いますが、若干同じものはあると思いますが、基本的には市のほうは一般書であったり児童書、そういったものを中心に購入しております。東部図書館は主に専門書のほうが中心となって購入しておりますので、そういった、今までも区分けはされているところでございます。

それと2点目、市が東部図書館のほうに移転して使用する面積でございしますが、これが約310平米でございします。今の図書館の400平米については、表に出している、何というんですか、書棚に置いて一般の方が見られるスペースと、あと資料館というか、郷土資料ですか、そういったものを保管している保管庫も含めまして約400平米でございます。

東部図書館に移りますと、基本的には蔵書のスペースというのはございしません。これは県側の事情によるものですが、今、東部図書館のほうにも県の中央図書館の蔵書であったり、そういうものが集約されております。今、市の入るスペース、これの部分は、ご存じの方いらっしゃるかもしれませんが、東部図書館の3階にちょっと広めの会議室がございします。書庫には置き切れなくて東部図書館の本自体がそちらに置かれている状況でございしますので、市のほうの蔵書といいますか、書庫のスペースを借りることができませんでした。

それと、今後譲渡ということですが、先ほど申し上げましたように平成27年からいろいろ打合せをさせていただいた中で、譲渡ということは出ております。県のほうも、昨年9月に

も正式に譲渡を受けてほしいということで話ございました。共同利用に当たっても、今までは、共同利用しながら譲渡に対して協議を進めていきたいと思いますということで話合いは進めてきたところでございます。ですからそれも含めまして、今後、協議を引き続き継続してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 議案第22号につきましても本会議でご説明したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、補足説明がありましたらお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第26号、指定管理の指定については本会議でご説明させていただきましたとおりで、本委員会での補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第26号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第28号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和2年度旭市一般会計補正予算（第6号）の8ページをお願いします。

歳出になります。

3款3項2目母子父子福祉費、説明欄1のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業3,580万5,000円ですが、国がひとり親世帯について、もともと経済的基盤が弱い状況である中、依然として厳しい状況にあることを踏まえ、再度給付金を支給するものです。

また、国の支給要領において可能な限り令和2年12月末までに支給するものとされていることから、専決処分に対応したものです。

支給対象者は、令和2年12月11日時点で既に1回目の基本給付の支給を受けている、または申請をしている者に対して1世帯当たり5万円、及びその第2子以降1人につき3万円を給付するものです。

主な歳出として、18節負担金補助及び交付金、ひとり親世帯臨時特別給付金3,577万円ですが、支給対象となる基本給付として534世帯分の支給額2,670万円と、その第2子以降354人分の支給額1,062万円を合わせた888件分の支給額、3,732万円を増額いたしました。

また、今回、支給対象外である追加給付として、31件分の支給額155万円を減額いたしました。

その差引金額3,577万円を補正で対応したものです。

7ページをお願いします。

歳入になります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1の母子家庭等対策総合支援事業費補助金3,700万円ですが、国が本給付金給付事業に係る事業費及び事務費の全額を補助するものです。

以上で議案第28号の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第28号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、補足説明がありましたらお願いします。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議案第29号につきまして、特に補足説明はございませんので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第29号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(米本弥一郎) 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) 議案第30号につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長(米本弥一郎) 健康管理課長。

○健康管理課長(遠藤茂樹) 健康管理課からの補足説明はございませんが、私は閉会日において議場に入らないため、議員の皆様にも公の場でお目にかかるのはこれが最後になると思われまので、一言お礼を申し上げたいと思います。

長い間、本当に大変お世話になりまして、ありがとうございました。

議員の皆様もお体にお気をつけ、今後ともご活躍くださるようお願いしております。

ありがとうございました。

○委員長(米本弥一郎) お疲れさまでございました。

庶務課長。

○庶務課長(杉本芳正) 庶務課所管の事項につきましても、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(米本弥一郎) 担当課の説明は終わりました。

議案第30号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(米本弥一郎) 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長(米本弥一郎) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

議案第29号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

議案第30号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米本弥一郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長(米本弥一郎) 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時40分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 米 本 弥一郎



# 総務常任委員会

令和3年3月15日（月曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について
- 議案第24号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可について

## 出席委員（6名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	平山清海
委員	高橋利彦	委員	島田和雄
委員	伊藤保	委員	飯嶋正利

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（1名）

議長 木内欽市

説明のため出席した者（14名）

副市長	加瀬正彦	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	宮内敏之	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	遠藤泰子
会計管理者	多田英子	消防長	川口和昭
監査委員局長	高野久	その他担当員	3名

説明のため出席した参考人（2名）

地方独立行政法人 総合病院国保 旭中央病院 事務局長	菅谷敏之史	地方独立行政法人 総合病院国保 旭中央病院 経営企画室長	伊原敬道
-------------------------------------	-------	---------------------------------------	------

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
副主幹	黒柳雅弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

本日は総務常任委員会の審査ということでお集まりいただきました。大変ご苦労さまです。

本日の流れの中で1点変わったことがありますので、あらかじめ皆様方にお伝えしたいと思います。

コロナウイルスの関係で、本日の視察は行わないということであります。それですので、審査のほうに十分な時間を取れると思いますので、慎重なる審査をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日は付託された議案の審査を行うわけでございますが、議案第23号と議案第24号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に関する議案を審査する上で、病院職員の出席を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、参考人として病院職員の出席を求めることにいたします。

木内議長、よろしくお願いたします。

しばらくの間、休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 3分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で10議案でございます。

その内訳ですが、まず予算関係で、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管する事項について、議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項でございます。

条例関係といたしまして、議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5議案。

そのほかといたしまして、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可についての2議案でございます。

以上、全部で10議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ここで、委員長より一言おわびを申し上げます。

議長、本日はお忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございます。議長のご紹介が遅れまして、すみません。ご挨拶をお願いいたしたいと思います。飛ばしてしまいまして、すみませんでした。

議長、お願いします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

緊急事態宣言下の中での委員会活動、大変ご苦労さまでございます。東京都は昨日、296名の感染者と発表されました。6週連続で増えているようでございます。第4波が危惧されるところでございます。

本日は、十分なコロナ対策を取りながら、付託いたしました10議案について審査をしていただくことになっております。この審査結果を参考にして、最終日の本会議の採決に入るわけでございます。どうぞ議案質疑等で聞き漏らした事等ありましたら、慎重なご審査をお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは宮澤委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議長、ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について、税務課

所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、予算書の11ページをお開きください。

1 款市税です。令和3年度の市税の合計額は71億6,577万9,000円で、前年度比2億9,708万2,000円、4.0%の減を見込みました。内訳としましては、現年度分を70億7,825万8,000円、滞納繰越分を8,752万1,000円見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明をいたします。

13ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は29億9万9,000円で、前年度比1億3,891万5,000円、4.6%の減を見込みました。現年課税分の収納率については98.14%で、前年度比0.04ポイントの増を見込みました。

1 項 2 目法人市民税は3億5,756万6,000円で、前年度比1,637万4,000円、4.4%の減を見込みました。現年課税分の収納率については98.82%で、前年度比0.78ポイントの減を見込みました。

市民税につきましては、新型コロナウイルスの影響で個人、法人とも減を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は29億2,312万4,000円で、前年度比1億3,452万円、4.4%の減を見込みました。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した中小事業者の固定資産税について、減免の特例措置があるため、その分を見込んでおります。現年課税分の収納率については97.15%で、前年度比0.35ポイントの減を見込みました。

土地につきましては、干潟地区及び谷丁場地区の国土調査の登記完了に伴う地籍の更正と、畑や山林の宅地等への地目変更により、微増を見込みました。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、すみません、長くなるようですので、着座で説明されてください。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます。

家屋につきましては、新築家屋の増加があるものの、評価替えの年度であり経年減価補正率が適用されるため、評価額の減少に伴い、減を見込みました。

償却資産については、新型コロナウイルスの影響により企業の新たな設備投資が見込めないため、減を見込みました。

続きまして、14ページをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞ、着座でいいですよ。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます。では、着座で失礼します。

3項軽自動車税は2億2,836万9,000円、前年度比1.9%の減を見込みました。収納率ですが、環境性能割は県から交付されるため100%で、種別割につきましては、現年課税分は96.04%、前年度比0.38ポイントの減を見込みました。

4項1目市たばこ税は5億61万3,000円で、前年度比1,025万円、2.1%の増を見込みました。これは令和3年10月のたばこ税の値上げを見込んだものです。

続きまして、15ページをお願いいたします。

5項1目入湯税は455万2,000円で、新型コロナウイルスの影響で大幅な減を見込みました。

6項1目都市計画税は2億4,857万2,000円で、前年度比847万3,000円、3.3%の減を見込んでおります。現年課税分の収納率については97.15%で、前年度0.35ポイントの減を見込みました。

以上で議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、人件費について補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、予算書の302ページをお開きください。

給与費明細書の一般職分です。

(1)の総括は、常勤職員と会計年度任用職員の数値を合計したものを表示しておりますので、次のページ以降でそれぞれに分けて説明いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長、どうぞ着座で説明されてください。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。では、失礼して着座で説明させていただきます。

それでは、303ページをお願いいたします。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる常勤職員の内容について説明いたします。

初めに職員数ですが、本年度欄の632人は、令和3年1月1日現在で各部署に配置している職員数を基本に、退職者、新規採用者及び各会計間の異動等を考慮して、令和3年4月1日の配置予定人数を計上したものです。前年度と比較して6人の減となります。

また、本年度欄の括弧内の38人は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の人数で、括弧の上の常勤職員632人とは別の人数です。前年度と比較しますと1人の減となり

ます。

次に、給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億6,238万円で、前年度と比較して1,743万円の減となります。これは職員数の減によるものです。

退職手当等につきましては下段に内訳を載せていますので、後ほど説明いたします。

共済費は職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でありまして、職員数の減により、前年度と比較して839万9,000円の減となります。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。

ここでは、金額が大きく増減した手当を中心に説明いたします。

まず、住居手当です。この手当は借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万8,000円となります。支給人数の増により、前年度と比較して149万6,000円の増となります。

次に、右のほうに移りまして、期末手当と勤勉手当です。令和3年度の期末手当の支給率は6月、12月ともに1.275月分、勤勉手当は6月と12月ともに0.95月分で、年間の合計支給率は4.45月分となります。前年度と比較して、期末手当は、令和2年度の人事院勧告に基づき支給月数を0.05月分引き下げたことから1,456万6,000円の減、勤勉手当については、職員数の減により358万7,000円の減となります。

続いて、304ページをご覧ください。

イの、会計年度任用職員の給与費明細書です。

それでは、まず職員数です。

本年度欄の34人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ、フルタイム会計年度任用職員の予定人数です。前年度と比較して8人の減となります。また、括弧内の477人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い、パートタイム会計年度任用職員の予定延べ人数です。前年度と比較して53人の増となります。なお、この人数には、住民健診ですとか選挙など短い期間で従事するスポット的な職員も含まれております。

次に、給与費のうち報酬は本年度4億5,599万3,000円で、パートタイム会計年度任用職員に支給するものです。塵芥処理施設の配置人数の減などにより、前年度と比較して1,799万2,000円の減となります。

その右側、給料は8,103万8,000円で、フルタイム会計年度任用職員に支給するものです。任用予定の保育士の減により、1,899万円の減となります。

また、職員手当等は1億332万3,000円で、下段に内訳を載せていますので、後ほど説明い



たします。

共済費9,369万6,000円は会計年度任用職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金で、799万3,000円の減となります。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。

通勤手当は本年度、205万1,000円です。これはフルタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用で、常勤職員と同じ基準で支給します。人数の減により、前年度と比較して113万5,000円の減となります。

次に、時間外勤務手当の405万9,000円は、フルタイム会計年度任用職員が時間外勤務を行った場合に支給するもので、手当の割増し率は常勤職員と同様となります。人数の減により、前年度と比較して353万5,000円の減となります。

期末手当の9,721万3,000円は、支給条件を満たすフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に、常勤職員と同じ支給率で6月と12月に支給するものです。令和3年度は制度開始2年目となり、支給月数が平年度化されることから、前年度と比較して2,489万4,000円の増となっています。

最後に、常勤職員と会計年度任用職員を合わせた給与費全体の影響について説明します。

お手数ですが、予算書の302ページにお戻りいただけますでしょうか。

上の表、(1)総括です。

1番右側の合計欄をご覧ください。

前年度と比較した影響額ですが、職員数の減により、全体としては6,532万7,000円の減となっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では、18ページの10款地方交付税についてお尋ねをします。

ここに予算としては84億2,000万円ですか、それで普通交付税、特別交付税の内容は分かれますが、じゃ、これを、結局中央病院分ですか、それから算定の基礎になる人口、それから面積、道路ですか、これらの――まとめた金額で結構ですけどね。

それからあと、公債費算入分は幾らになるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、18ページの普通交付税の関係でございます。

普通交付税は73億7,000万円、病院への繰出し分として14億6,400万円、公債費として23億1,400万円ほどです。それで残りました自主財源として、35億9,000万円ほどでございます。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうすると、公債費が23億円もあるわけですよ。中央病院も14億円。これは全て、特交を含んだ金額でいいですよ。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） いや、地方交付税は、一般的には特交も含めて地方交付税というんじゃないんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 失礼いたしました。

それでは、特別交付税を含めた交付税ということで、交付税の予算額が84億2,000万円ほどです。病院への繰出し分については23億2,000万円ほど、公債費としては23億1,000万円ほど、残りの自主財源としては37億8,000万円ほどでございます。

失礼いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、交付税ね。合併特例債、臨財債ね。合併特例債は合併に伴う、メリットのある有利な財源という。臨財債は国に代わっての借金でしょう。そんな中で、たしか公債費分は見てくれるんですけど、では、この人口、面積、道路による交付税はどのぐらい合併時と比較して増えているのか、それをちょっとお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併時の比較ということでございますけれども、平成18年度と比較ということで、令和3年度の予算額として、今、申し上げました自主財源につきましては37億8,000万円ほど、平成18年度、これは実績になります。58億9,000万円ほどで、21億1,000万円ほど減となっております。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 予算額の比較ということで、全体が84億2,000万円ほど、平成18年度が72億円ほど、差引き12億2,000万円ほど増となっております。

この中で、病院への繰出し分が11億2,700万円ほどプラス、公債費が17億8,000万円ほどプラス、自主財源としては21億円ほどのマイナスということになります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますとね、結局地方交付税、逆に減っているんじゃないかと思うんですよ。中央病院だって11億7,000万円も増えているでしょう。それから公債費だって12億も増えているんですよ。そうすると、市で使える市民サービスのための交付税というのは、基本は結局、北海道から沖縄まで各市町村が平等なサービスを受けられるようにということになっているんですよ。それがこれでは全く、市民サービスのための交付税が減っていると思うんですが、いかが思いますか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 実際、自主財源という部分では減っておりますけども、いろんな要素があると思います。こういった中で、合併算定替が令和3年度から一本算定に変わるといったところもございます。それから様々な要因として、それぞれの事情といたしますか、基準財政需要額、基準財政収入額、それぞれ違いますので、そういったところでこういった21億円の差が出ているというところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 基準財政需要額が違うとか収入額が違うという、これは国の算定基準があるんじゃないんですか。そんな中でね、国は交付税の全体額がもう昔とほとんど同じ中で、合併特例債ですか、それが臨財債で見ますよ。そういう代わりに自由に使える金を減らしているというのが実態じゃないんですか。その辺、やはり我々議員に真意を伝えてもらいたいと思うんですよ。いかがなものか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） こういった公債費等の交付税算入分が増えたから、残りの部分について減ったということはございません。

単位費用につきましては、旭市だけのものではなくて全国一律でございます。旭市の単位費用が減っているのであれば全国で減っているということでございますので、旭市が特にこれが多いから、その部分が減っているということではございません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、それは分かりますよ。国は単位費用は、これは全て毎年同じにしてあるわけですよ。毎年ではなく、全国一律に。

しかし、こういう臨財債、交付税を増やさない中では臨財債の分を国が面倒見る、合併特例債を面倒見るから——結局その分は保障するけど、今度は単位費用を減らしちゃうということではないんですか。それは結局、市民サービスの低下になるわけですよ。義務的経費なんかはどんどん増えているでしょう。これは公債費もありますけどね。生活保護とか扶助費、増えているわけですよ。そうなれば結局、自由に使える金がなければ当然今度は、それらを切るわけにいかない中で市民サービスが低下するという事ではないかと思うんですがね、どうなんですか。

ですから内容をね、我々議員には真実を伝えたいと思うんですよ。

もし副市長、あれであれば。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 合併特例債と臨財債を増やして行って単位費用を減らしているんじゃないか。単位費用はその年々で、やはり国のほうは当然変わっていきます。ただ、合併当時から違うということで1つ言えば、当時の算定項目というのは非常に細かく出していた。それがある程度集約されて、項目数も減っているという状況は現実にあります。というのは、やはり合併した後の地域の活性化ということで、例えば支所等がそのまま、支所というか、合併した元の町村がサービス低下にならないようにということで、本来であれば、合併算定替が終わればそういったところの交付はなくなるんですけども、そういったところの交付も残っている。

ですから、いわゆる真水の部分という形でずっと議論をされてしまいますと、そのところは合併したところも合併しないところもみんな同じ形で減っていくわけですね。ですから、その部分で市民サービスが低下ということではなくて、それぞれの市町村の中でどれだけ自主財源を確保して、さらに自由に使えるお金、一般財源総額の中で話をしながら、使える事業、こういう政策的なサービスをしていく、そういうところが必要だと思います。

今はたまたま公債費に多少多くお金が出ている可能性もありますけども、臨時財政対策債というのは当然一般財源ですから、その部分についても国がきちんと面倒を見てくれるという考え方でいけば、その部分を活用する中で、市民サービスの低下はないんじゃないかな

いかな、要するに維持できているんじゃないかな、そのように思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 我々と認識の差がかなりあるから、これはしようがないですけども、臨財債というのはね、これは国が交付税を支払えないから借金しろよと。早い話が、親が今まで大学へやっていて20万円ずつやっていたのを、もう収入がないから10万円しかできない、あとの10万円おまえの名前で借金しておけよ、借金を払うときは俺が払ってやるから。そういう図式でね、はっきり言えばこれは国の借金なんですよ。

だから、もらって当たり前なんですよね。我々にすれば交付税にも何もならないわけですが、いずれにしても、要はシーソーだと。パイが同じ中で片一方をきちっと見れば片一方は減らさざるを得ないんですよ。私の考えはそういうことです。

あとこれ幾ら話をしても水かけ論になっちゃうと思いますから、答弁いいです。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 67ページ、企画費の道の駅整備基金積立金の603万円、これは道の駅の決算の余剰金と考えていいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） こちらにつきましては、今、家賃相当額ということで道の駅のほうから1か月当たり50万円をいただいております。それを基金化するために、支出科目に設けたものでございます。

ちなみに、半端の3,000円は利子でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 家賃相当額という、これからも修理とかというものがあつた場合には、この基金を運用するということになりますかね。

あと道の駅、私ども売店を建てたわけじゃないんですから、例えばあそこに物産協会の案内所を置くとか、そういった本来の道の駅の機能というかな、それもきっちりこれから立てていかなくは、ちょっとやっぱり何か、皆さん売店だという雰囲気になっているんですけど、その辺いかがですか。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 確かにこれまで5年間以上、道の駅、たくさんのお客様に訪れていただいて、売上げそのものも毎年毎年上がってきております。そういった意味では盛況なわけですが、委員おっしゃるように道の駅の本来の役割、特に一番あるのは、旭市のPRということにあると思います。これからも魅力ある産品をそろえたり、例えば観光物産協会とのタイアップでイベントを打つとか、そういったことで旭市をアピールしていきたいと考えております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 38ページの21款市債ですか、ここにいろいろ今年の市債の金額が載っていますが、これはほとんど合併特例債とかそういうものだと思うんですが、ちょこっと外れますけど、今後、例の水道管の老朽化に伴う事業とかいろいろある中で、この合併特例債を使った後に有利な、市が行う事業で有利な借金ですか、どういうものがあるのか参考のためにお尋ねします。

細々はいいですよ。利率だけでも結構です。あ、利率じゃなく交付税算定額ですか。率です。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債以外の交付税算入率、有利な市債ということですが、公共施設等適正管理推進事業債、これが充当率90%で、算入率が45から50%、緊急防災減災事業債、これが充当率100%で算入率が70%、緊急災害防止対策事業債、これが充当率100%で算入率が70%となっております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 有利な財源はあるようでございますが、実際、では旭市にはあまり該当するものはないということですね。

そういう中で、もし水道をやるとなればどういう事業があるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 水道事業ですので、私どもでちょっと今すぐ出てきません。申し訳ありません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、後で資料もらいますか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 公営企業の関係ですので、水道課のほうで把握していると思います。  
うちのほうでは今現在、把握しておりません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、同じ市債で、これから——市債で聞くよりあれか、公債費でお尋ねします。

これから公債費、だんだん増えると思うんですが、そのシミュレーションはあるのか、そういう中で一番公債費の金額がかさむ時期、年度ですね、これはいつ頃になるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 公債費のシミュレーションということでございますけども、きっちり出したものというか、去年、財政推計ということで出したところがございます。そこでは、令和4年度が金額的に一番多いということになろうかと思っております。32億6,100万円ほどということになっております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、この市債の関係でね、それに関連したものを含めて質問します。

市債で土木債ということではありますが、昨日の新聞に、県が積算違いで謝罪していましたよね。そんな中で、我が旭市にも昨年度ですか、夏頃入札の関係で、やはり積算の違いがあったということで、最初、業者が落札したけどそれは入札無効だということで、それが取りやめになったということでございますが、そういう際、落札したら当然、契約するために業者は印紙代もかかりますよね。それと同時に今、工事やるときには、昔はほら、同業者が相保証したけど、今は保険会社ですよね。結局、契約を取った際に当然保険も入ると思うんですよ。そういう際はどこがその経費を負担するのか。これは結局、財政のほうで契約やるでしょうから、むしろ建設課より財政のほうがいいと思って質問するんですが、その件、どういふふうになったのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 積算違いの件でございますけれども、これにつきまして、落札したその印紙代の支払いだとかそういうことでございますけれども、印紙につきましては、これは返還していただくことができます。そういった措置をしたというふうに記憶しております。その際に、ほかに落札者にかかった費用というのはございませんでした。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 印紙の返還ができる……、印紙というのは普通、もう割印押してしまうでしょう。それで返還というのはできるんですかね。1回割印を押したものを。いや、私は初めて聞きましたよ。またそれは確認してみますけどね。

それと同時に、その際、普通県などは——約5,000万円の金額で1万5,000円の差ということで私、聞いています。今回の県の入札もそんなものでしょう。県の場合は始まっちゃった。しかし、旭市はまだ始まらない。1万5,000円くらいの差なら普通県では、何と申しますか、設計変更ですか、してということに対応しているということなんですが、できたらなぜそういうことになったのか、経過ですね。そして、市としてその業者にどういう対処をしたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今、1万5,000円くらいの差だったらそのまま契約したらどうかということをございますけれども、これは実際、その差によって落札者が変わるということがございました。そういった場合につきましては契約の取消しだと、そういったことです。そのままそういった事態が生じないということであれば、うちのほうとしても同じような形で契約変更、そういったことになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それで、その後の業者に対する対処は、市としてどういうふうに対処したのか。担当者が行って謝って終わりになったのかどうなのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 建設課のほうで謝りに行ったというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 県であれだけね、記者会見して陳謝しているでしょう。それで、建設課の担当だけで済んだということですね。詳しくお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 失礼いたしました。

副市長のほうも一緒に謝りに行っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。



○委員（高橋利彦） 分かりました。

そういう中で、どういう結論になったんですかね。お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 詳しい内容自体は把握しておりませんが、納得していただいたというふうに聞いております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか、ありますか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 議案の審査は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

そのほか質疑ありますか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 73ページ、地域振興費のうちのデマンド交通運行事業ということで、今、このデマンド交通に対応したタクシーというのは何台くらいあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対し答弁を求めます。

○企画政策課長（小倉直志） デマンドタクシーにつきましては、今、3地区で運行しておりますけれども、各地区1台、3台と聞いています。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これはちょっと所管が違うと思うんですが、今回のコロナの関係でこのデマンドタクシーが使えるのかどうか、また、高齢者にタクシーチケットを出しているということですが、どのくらいの数を出して、この台数で足りるんだかどうか、その辺のところをちょっと、分かればお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それはコロナの、例えばワクチン接種ということですか。

一応ワクチン接種に関しましては、デマンドタクシーではなく普通のタクシーに、高齢者に

対してタクシー券を支給して行うということを考えています。

普通のタクシーで、2回接種ですので、片道1,000円分、往復で2,000円、それが2回ということで4,000円分のタクシー助成金の交付を考えて、今この予算に組み込んであるということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 普通のタクシーということですが、タクシーの台数がそれほどあるのかな。高齢者の数、そのタクシーチケットを出している高齢者の数がどのくらい、日量、その日単位であるのかというのが分かればお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 台数が足りているかどうかということにつきましては、担当の課でないちょっと把握はしていないんですけれども、ただ、ご存じのように旭市は車社会です。高齢者の方でもまだまだ自動車で移動ということもございます。それらを勘案すると十分に、あとは接種日のずらし方によって十分対応できるのではないかなと考えております。

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） 人数的にはたしか聞いた記憶があるんですが、すみません、失念して……

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 給与費明細書の関係ですが、この中で、我々がこれ見たって、はっきり言ってちょっと分からないんですよ、みんな分けてありますしね。ですからそういう中で、この給与関係ですか、どのようになっているのかね。給与関係。

例えば職員を減らしたからって、今度、例えば水道事業なんかみたいにお客様センターをつくるわけですよね。そうすると、あれは物件費でしょう。人件費ではないんですよね。ですからね、我々は何が何だか分からない面がかなりあるんですよ。ですからその辺、具体的に人件費がどのくらいかかっているのか、後ほどでいいです、書類で開示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、302ページの質問でいいですか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、これ難しいと思うんです。例えば給食センターだって、昔は市が直営でやっていた。それを今、全部委託でしょう。人件費を減らした、減らした、これは格好いいですけど、ほかで増やしちゃったら何もならないわけですよ。まして先ほど答弁あったように交付税の金額がほとんど変わらない中で、中央病院の繰出し、それから公債費の算入が増えたら市の運営というか、経営だんだん厳しくなっちゃうと思うんですよ。

そんな中で果たしてどういうふうになっているのか、後ほど書類でお願いしたいと思えます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、後ほどというのは今日中ですか、それとも後日で。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまの高橋委員の質疑に対しては——答弁できますか。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 人件費と物件費の内訳ということでございますけれども、後ほどどういった資料が必要かということで高橋委員にお聞きしまして、作成に当たってみたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 皆さん方ほら、自分の都合のいいね、「人件費減らしました」「これだけ行革しました」と言いますが、この資料のあれでは我々は分からないんですよ。ほかにみんな片しちゃうわけですよ。ほかにそういうふうに、例えば先ほど言いました水道のお客センターみたいに全部委託する。そうすると、それは人件費じゃなく物件費なんですよ。ちょっと我々には分からない面がかなりありますのでね、そういう中で人件費がどのぐらいかかっているのか、実際には。そのことを書類でお願いしたいと思えます。

○委員長（宮澤芳雄） では後ほど、高橋委員と相談の上、書類の提出を求めます。

そのほかありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号につきましては本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号につきましては本会議において補足説明を申し上げたと

おりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第11号につきましても本会議で補足説明させていただいた

とおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の

一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、補足説明がありましたらお願いします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第13号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第14号につきましては本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第17号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第23号につきましても本会議で補足説明させていただいたとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第24号につきましても本会議で補足説明させていただいたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 議案第24号ですか、これは中央病院の第2期中期計画の変更といったような議案なんですが、今回の議案の中に、感染症医療の中に新たに新型コロナ感染症の扱いを入れるということで出てきたわけでありますけども、この議案が出る前においても、この患者の受入れについては積極的に対応をさせていただいてきておりました、治療に当たっていただいた病院の皆様、関係者の皆さんには心から御礼申し上げたいと思います。

そういった中で、今回のこの議案ですけども、中期計画の中に、中期計画の6ページですか、以前いただいた。その中に②として、第2種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要とされる感染症患者を迅速に受け入れる体制を継続すると。その後に「特に……」ということで今回の案が加わるということでありますけども、そういった中で、新たに加わったこのコロナ患者の受入れですか、これにつきまして、今現在の中央病院の空き状況についてはどのような状況か、お伺いをしたいと思います。受入れ可能なベッド数とか受入れ可能な患者の数とか、そういったところが分かれば。それと、これまで入院された患者の累計数とか、その辺が分かればお伺いします。

もう一つ中期計画の中で、遠隔病理画像診断センターですか、この件も出ておりますけども、これにつきまして、まず病理医の確保に努めるというようなことでありますけども、病理医という名前があまりこれまで聞き慣れないといえますか、名前ですので、その辺の説明をお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

旭中央病院事務局長。

○国保旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナ関係なんですけども、新型コロナ関係の受入れにつきましては、基本的には県が中心になりまして受入れ計画、また具体的な患者の受入れ調整を行うこととなっております。県では県内の受入れ病床を最も余裕のある段階のフェーズ1から段階的に難しい状況になってきますフェーズ2、フェーズ3、フェーズ4、フェーズ4はフェーズ4の1とフェーズ4の2というふうに分けておりまして、最も逼迫した状況をフェーズ4の2ということで設定をしております。

今現在、フェーズは最も厳しいフェーズ4の2という状況になっておりまして、一番上の状況のフェーズになっております。こういうことから、県のほうからの旭中央病院ではどの程度受入れ可能かという照会に対応しまして、私どもとしては、具体的な数字はなかなか難しいんですが、40床弱受入れ可能——最大の場合ですね——というふうに県に報告をしております。

3月12日金曜日現在なんですけど、千葉県ではフェーズ4に対応しまして県全体で1,280床確保しておりまして、その中で実際にベッドとして、入院している方が529床使っております。現在、県のベッドの約41%が使われているということで、まだまだ半分程度ということになっております。

ただ、当地域では非常にまだ使っている割合は少なく、香取海匠医療圏の中では15%程度、しかしながら東葛南部では58%、東葛北部が53%ベッドが使用されているということで、県内の中でもかなりばらつきが多くなっておりまして、このところ当院への要請も、東葛のほうで入院ができないんで旭で受けてくれないか、こういう要請がかなり多くなっております。

具体的な病院の受入れ数なんですけど、これは県のほうで具体的な数字は公表しないという方針になっておりますので、具体的な数字の公表は控えさせていただきますが、最大で40床確保しておりますので、当然のことながら多いときは当院でも2桁程度の収容はしてはいたんですが、今現在、県全体も少し減ってきましたので、今現在は当院は1桁の後半ということでご理解をいただければと思います。

それともう1点、遠隔病院のほうなんですけど、聞き慣れない、病理医はどんな医師かということなんですけども、病理医は、基本的には直接患者さんと接することはほとんどないわけなんですけど、患者さんがいろんな診療方針を決定する上で大変重要な役割を担っています。具体的に申し上げますと、例えば、よく内視鏡検査で組織を取ったときに、その中にがんがあるかどうか、そういった顕微鏡で組織を観察してそういうがんがあるかどうかというのを

診断することとか、あるいは手術中に組織の一部を採取しまして、どこまでがんが侵出しているかというようなことを手術中に診断をしまして、執刀医に「ここまでだ」という連絡をするなり、あるいはがん細胞のある、ないを連絡しまして、手術中に判断をして、その結果に基づいて「では、ここまで、この部位まで取ったほうがいい」というふうなことを手術の中で判断するというようなことになっておりますので、大変重要な役割を担っております。特に当院のようにがんとかそういう高度な手術を行う急性期の病院では、やはり病理医は必要不可欠なものになっております。

しかしながら、病理医は非常に少なくてですね、例えば平成30年の数値なんですけど、千葉県の医師数は1万2,000人ほどいるんですけども、その中で病理医は僅か0.63%の76名程度ということで、大変少なくなっております。当院でも一番少ないときは、2017年には1名になってしまったことがあったんですが、その後、何とか招聘してございまして、今現在は7名。ただ、その7名のうち3名以上が60歳以上ということで、高齢の方も多ということで、非常に確保が難しい状況ということで今回提案をさせていただきました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） コロナのほうに加わったということにつきましては、分かりました。

病理医のほうなんですけども、病理医というのは手術するときにはなくてはならない、必要といいますか、重要といいますか、そういった医師だということで、欠かせないということだろうと思います。そういった中で、今回、東京へ病理診断の施設をつくるということに前の議案、第23号議案で出ているわけでありまして、東京に開設するのはいつ頃になるのか、また、この病理医の先生の確保の見通しがあるのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

旭中央病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、お答えさせていただきます。

東京へのクリニックの開設の予定なんですけど、議会のほうで承認をいただいた後、クリニックになりますので、東京都内の保健所のほうにクリニックの開設申請を行うことになりますので、おおむね6月頃開設できるんじゃないかということで現在、予定を進めているところです。

それと、最も重要な医師の確保の問題なんですけど、やはりこれはなかなか難しい状況はあるんですけど、私ども、当院にいる先生方の個人的な人脈等も含めて鋭意当たった結果、都内



で、女性の医師なんですけども、やはりご家庭の都合があって都内から外に出ることはできないけども、都内なら何とかという方が女性の方で病理の方が見つかりまして、1名常勤として6月ぐらいから私どものクリニックに勤務する方が内々見つかったという状況です。大変いいことだと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） こちらには来るのは無理ですけども、東京都内であればそういった診断ができる。旭中央病院の職員になるわけでしょう、今度その先生は。恐らく。そういうことでやっていただけるということであれば、今、何といたしますか、パソコンを使ったいろんな、パソコンといたしますか、通信を使っていろいろ仕事が増えているわけですけども、そういった中でできるだけ、そういったことで旭中央病院の機能を充実させていただくよう、よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

旭中央病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） 今、委員からご指摘ありましたように、昨今非常にIT技術が進みまして、やはり細胞を拡大した画像を、これまで旭市から都内に送るには相当時間がかかったということと、やはり解像度が低かったために、がん細胞を診断するためにはやはり精細な画像が、ある程度短時間のうちに都内に送れるということが重要だったんですが、その技術がかなり進みましたので、都内でも現場にいるのと変わらない、拡大等もできて繊細な細胞の画像が送れるようになりましたので、それで今回こういったことができるようになったということだと思います。

ですので、私どもとしても、そういったIT技術の整備のほうも併せて6月までに進めまして、的確に診断ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか、ありますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 旭中央病院ね、高度医療を行っている中で、今、医療技術、それから機器も日進月歩なんですよ。そんな中で、それに対応していくには大変だと思うんです。

それで、ちょっとこれはこの関係からちょこっと外れますけど、旭市から交付税として二十三、四億円ですか、昔から比べて約倍いつているんですが、その中で今、旭中央病院の年

間の利益はどのくらいあるのか。

それから、合併時点に職員の退職給与引当金ですか、これ全然なかったわけですよね。県からの還付は多少あったと思うんですが、その辺の積立て具合はどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 旭中央病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） まず、病院の第1期中期計画4年間の純利益ですけれども、総額で54億6,700万円ということになりました。

委員が今、おっしゃっていましたが総合事務組合脱退に伴う私どもへの戻りといいますか、これが20億5,800万円ほどありました。ですので、もしこの20億円を引いても34億900万円が残りますので、私ども、第1期中期計画の目標では純利益は30億4,300万円という計画をしておりましたので、これを引いたとしても、3億6,600万円上回る利益を第1期中計画で計上できたというふうに一応理解しております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか、ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第24号について質疑を終わります。

以上で付託された議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可について、賛成の方の起立を求めます。

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時35分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮澤芳雄